

議事日程(第6号)

令和4年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第15号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第3 議案第16号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第18号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第19号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第20号 令和4年度高鍋町一般会計予算
- 日程第7 議案第14号 高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止について
- 日程第8 議案第17号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第21号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第22号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第24号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 令和4年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第29号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第30号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第31号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第18号)
- 日程第20 発議第2号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 追加1 日程第1 事件の撤回(発議第2号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について)
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第15号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第3 議案第16号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第18号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第19号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第20号 令和4年度高鍋町一般会計予算
- 日程第7 議案第14号 高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止について
- 日程第8 議案第17号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第21号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第22号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第24号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 令和4年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第29号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第30号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第31号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第18号）
- 日程第20 発議第2号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 追加1 日程第1 事件の撤回（発議第2号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について）
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（13名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	15番 後藤 正弘君

16番 緒方 直樹君

---

欠席議員（1名）

14番 杉尾 浩一君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	稲井 義人君
教育長	島埜内 遵君	代表監査委員	森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			鳥井 和昭君
町民生活課長	鳥取 和弘君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

---

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

先日3月18日金曜日午後2時40分より、第3会議室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長並びに関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

今定例会に新たに付議されました案件は、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算について、議案第29号高鍋町一般職の給与に関する条例の一部改正について、議案第30号高鍋町常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について、議案第31号令和3年

度高鍋町一般会計補正予算（第18号）、発議第2号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正についての5件であります。この5件を追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

---

日程第1. 議案第13号

日程第2. 議案第15号

日程第3. 議案第16号

日程第4. 議案第18号

日程第5. 議案第19号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第13号町道路線の認定についてから日程第5、議案第19号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてまで、以上5件を議題といたします。

本5件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。副委員長、永友良和議員。

○総務厚生常任委員会副委員長（永友 良和君） 2番、おはようございます。杉尾委員長に代わりまして、報告させていただきます。

令和4年第1回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第15号高鍋町消防団条例の一部改正について、議案第16号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第18号高鍋町高齢者等交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第19号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算の5件であります。

審査は、3月9日から3月15日まで第3会議室及び第1会議室において、総務厚生常任委員会委員全員、連合審査におきましては文教産業建設常任委員会に参加を要請し、担当課職員、要点筆記事務局員の参加の下に行いました。

用意された説明資料を基に詳細説明を受け、委員より多くの質疑、提案がありましたが、割愛した上で一部の報告とすることを御了承ください。

まず、議案第15号高鍋町消防団条例の一部改正についてです。

総務課より、国の消防団員の報酬等の基準の策定についての通知により消防団員の処遇改善の推進、年額報酬、出勤報酬の基準を定めたこと、報酬及び費用弁償の個人支給が厳格化されたことなどから所要の改正を行い、年額報酬は現状維持、水火災等の防災活動は出勤1日につき4時間未満は4,000円、4時間以上は8,000円支給、費用弁償は訓練にのみ2,000円を支給するとの説明がありました。

委員より、消防団のこれからの在り方はどのように変化していくのかとの問いに、操法大会は団員の負担が大きく、操法大会の競技内容が実際の災害時に役立つのか疑問の声が全国的に上がっているなど。在り方については、消防団幹部と行政の連絡、話し合いは事前に行ない意見交換しているとの答弁がありました。

まとめに入り討論を求め、消防団員の本人の口座に報酬が振り込まれること、交付税の措置等が行われることなど、消防団員の処遇向上を求めている賛成討論がありました。

採決に入り、議案第15号高鍋町消防団条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

総務課より、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正による非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件の緩和、妊娠または出産等について申出があった場合における措置の義務づけ、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置の義務づけを改正内容とする説明がありました。

委員より、育児休業に関する相談体制の整備においてハラスメントと捉えられる言葉遣い等の研修は行っているのかの問いに、定期的に研修を行い、意識づけをしているとの答弁がありました。

まとめに入り討論を求め、育児休業の取りやすい環境を作ること、職場復帰がしやすい環境を作っていくことを求める賛成討論がありました。

採決に入り、議案第16号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号高鍋町高齢者等交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

健康保険課より、ふれあい交流センターにおいて障がい児通所支援事業所の事業拡充のため、障がい者卓球台のある部屋を貸出し、卓球台を移設するために交流室の一室を廃止するとの説明がありました。

委員より、事業者に施設使用料を課しているのかとの問いに、使用料をいただいているとの答弁がありました。

まとめに入り討論はなく、採決に入り、議案第18号高鍋町高齢者等交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてです。

総務課より、公職選挙法の一部を改正する法律の公布により、町村議会議員選挙においてもビラ配布を解禁するとともに公営対象拡大に伴う措置として、供託金制度を導入することとなるとの説明がありました。

委員より、配布用ビラには、選挙管理委員会の交付する証紙を貼るのかとの問いに、貼らなければならないとの答弁がありました。

まとめに入り討論はなく、採決に入り、議案第19号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第15号高鍋町消防団条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 10番。

令和4年第1回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第13号町道路線の認定について、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算の関係部分についての2件です。

審査は、3月9日から3月15日の中の5日間、9日は1名欠席の6名出席、10、11、14、15日は委員7名全員出席、説明のための担当職員、要点筆記事務局員1名出席の下、第1会議室において審査を行いました。

また現地調査は、議案第13号の新規町道認定3路線、議案第20号の関係部分についての舞鶴公園の老朽化施設改修工事及び茂広毛平付・高岡線の道路改良工事の現地調査を行いました。

なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、議案第13号町道路線の認定について、建設管理課の審査の経過及び結果の報告をいたします。

今回の新規認定路線は3路線で、馬場田1線は管理者不在の状況から今年度、所有権が町名義に変わったことによる認定、大池久保2線、3線は今後、住宅の改築等が可能となるように町道として認定するもであると説明を受け、質疑に入り、委員から、幅員の幅はとの質疑に、一部4メートル未満の箇所があるが今後、住宅等を建てる場合にはセットバックしてもらうことが条件となるとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第13号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第13号町道路線の認定についての報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第13号町道路線の認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第13号町道路線の認定について、賛成の立場で討論を行います。

この路線の中で馬場田1線については、いわゆる太平寺3地区と言われる路線であります。この開発については業者が開発し、そのまま放置したことによるものです。

高鍋は至るところで排水がないとか、将来を見通した開発がなく無秩序な状況下にあるようです。これらの責任は誰にあるのか分かりませんが、取り残された住民からすると大きな迷惑であります。

しかし、時間をかけて町が取得し、町道となり、3本の路線整備が進むことは予想されていることです。大変良いことであると考えます。住みやすいまちづくりは住民の願いです。利権に捉われることなく住民のためと考え、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第13号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号高鍋町消防団条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第15号高鍋町消防団条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

消防団員の処遇改善については、日本共産党で政府交渉を行い改善が図られてきたものです。

しかし、高鍋町は消防団員の総意であるとの説明で出動手当など部での管理を行ってまいりました。家族からは、出動してもボランティアで年金など、何の保証もないなどの消防団活動に不満の声が寄せられておりました。社会的に見れば消防団員の高齢化や人数が少なくなるなど、消防団の活動そのものに黄色信号がともっている状態です。

今回の改正により、出動手当が直接個人に入ることになります。したがって、出動手当を作って、民間団体ではありますけれども、年金加入も夢ではなくなります。年金加入も視野に入れば、消防団員活動に対しても元気が出てくるのではないかと私は考えます。そのときは町からも助成が出るようになれば、消防団への加入促進も図れるのではないかと期待して賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第15号高鍋町消防団条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第16号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の改正で、育児休業が取りやすくなるかと思うとそこはまだ分かりませんが、オランダなどでは、出産すると夫もしっかりと子育てに参加する意味なのかどうかは私も

分かりませんが、約1か月は自宅へ保健師派遣などがあり、会社は給与支給を行い、出産後3か月までは家庭で育児をしっかりと学ぶことが義務づけられているそうです。育児をするのは妻の役目、女の役目というのは過去の遺物です。

また、育児休業が終了した後は、職場復帰が容易にしやすいように職場の人などとも子どもの笑顔で救われる一瞬も必要だと思います。みんなで子育てを支援する、そういう雰囲気のできる自治体であってほしいと思います。

同時に、高鍋町にある事業者の方々へも育児休業が取りやすく、仕事にスムーズに復帰しやすい職場環境づくり、お手本となるような自治体となってほしいと願って賛成いたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第16号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第18号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この施設は、障害を抱えている子どもさんを療育している団体が借受け、運営を行っておりますけれども、幅広い方々の施設利用を促すために様々な工夫があるようです。

この施設は高台にあり、津波避難などでは有効に利用できる施設であると考えます。総合体育館での避難の際、お年寄りや子どもさんの小さな家庭など、優先したほうが良いと判断できる家族の避難場所としても活用できると私は考えます。避難場所としての指定及び改善を図ることを提案して賛成いたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第18号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第19号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第20号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算を議題といたします。

本案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。副委員長、永友良和議員。

○総務厚生常任委員会副委員長（永友 良和君） 2番。議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について報告いたします。

まずは財政経営課です。

令和4年度の予算を編成するに当たり、新型コロナウイルス感染症2年連続の実績単年度収支の赤字、町所有の公共施設の老朽化等に伴う改修費の増大などの厳しい財政状況の下、施策の優先順位の洗い直し、優先度の高い事業への予算の集中、無駄を徹底的に排除し、予算要求すべきと予算編成方針を定め、義務的経費以外の経費は原則、令和2年度決算以下にすること、新規及び拡充事業の要求はビルドアンドスクラップによる他事業の縮小、または廃止による財源を確保し単なる新規事業の追加、既存事業の拡充だけの要求は認めないこととしたと、予算の概要について財政経営課から説明がありました。

令和4年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ9億9,800万円とし、歳入では、町税の町民税法人税割、償却資産に係る固定資産税の伸びによる前年度比4.2%増の見込み。国税の収入回復により、普通交付税2億4,040万円の増の見込み、ふるさと納

税による寄附10億円の計上などの説明がありました。

歳出では、令和3年度と比べ大きな増減が見られるものでは、畜産競争力強化整備事業補助金5億1,129万8,000円を活用した農林水産業費の増、総合体育館大規模改修工事終了による教育費の減、また新型コロナウイルス感染症対策費の計上などの説明がありました。

委員より、地方交付税の伸びは喜ばしいことなのかの問いに、国の税収が新型コロナウイルス感染症により一時減少したが、税収の回復による交付税原資の伸びは交付税制度の改革による増との答弁がありました。

次に、総務課、選挙管理委員会です。新規事業のマイナポイント事業費は、カードの新規取得者へ最大5,000円相当のポイント付与再開に加え、保険証の利用登録、公金受取口座の登録での1万5,000円相当のポイント付与など、町民の申請に対応できるもの。非常備消防費は、報酬、旅費、各種負担金、補助金等の消防運営に係るもので、国が消防団の処遇改善を推進するための年額報酬、出動報酬の基準を定めること等から新たに出動報酬を新設したことによる増、また団員の負担軽減のため、操法大会の町代表選考方法を見直し支部大会へは代表選抜チームが参加する方法への変更を検討し、支部操法大会出場補助金を創設し、消防団員へ補助金を交付したいとの説明がありました。

委員より、マイナポイントは現金で貰えると思っている町民の説明や詐欺行為対策への考えはあるかの問いに、町民がマイナポイント申請時に職員や補助事業を活用して新に雇用する会計年度任用職員が1階で資料等を使い丁寧に説明、対応して行くとの答弁がありました。

次に、上下水道課です。歳入の国庫補助金の合併浄化槽設置整備費補助金は、令和2年度、令和3年度に当初要望通り、国費が月、令和4年、5年、6年の3か年で調整を行うもので早めに調達するために減となったと説明がありました。

委員より、単独浄化槽は何機あるのかに、世帯数3,064世帯、5,954人、公共下水道と合併浄化槽の使用料の違いはあるかに、水道量2か月60トン、利用換算で下水道料金と浄化槽維持管理費が同じ程度との答弁がありました。

次に、町民生活課です。戸籍改正法、デジタル手続等に係るシステム改修委託や機器の設定、調達、なお令和5年度から予定されている戸籍改正法により、これまで本籍地以外の役所で結婚や養子縁組などの戸籍届出の際に必要な戸籍等抄本が添付不要に。また自分、父母、祖父母等の戸籍等抄本が本籍地以外の他市町村の窓口でも取得可能になる。西都児湯環境整備事務組合負担金の増は、エコクリーンプラザみやざき施設長寿命化工事等によるものとの説明がありました。

委員より、敷地内でのごみ問題は火災と諸問題をはらんでいるが対応あるかに、敷地内では、ごみも所有物であり慎重に対応していかなくてはならず、ごみ分別の案内など広報等を通じて周知していくとの答弁がありました。委員より、不快害虫ヤンバルトサカヤズデの対応策はあるかの問いに、発生地域内で薬剤が必要な個人に対し、公民館長を通さず

直接役場窓口に来ていただいても購入できる方法を追加した。また年度初めに、発生地域内の各公民館に薬剤を配付し4月から6月くらいの幼虫の段階で駆除していただくよう対応するとの答弁がありました。

次に会計課です。町民の財産であり、また全ての事業経費でもある公金を出納管理する課として、法令と例規に基づく適正で効率的な会計事務の執行に努めていると概要説明があり、指定金融機関事務取扱手数料では、町金庫内に高鍋信用金庫職員1名の常駐、公金の収納支払の事務を行い、令和3年度まで110万円の事務取扱手数料を支払っていたが、指定金融機関より令和4年度から330万円をお願いしたいとの申出があり、協議を重ね、220万円としたとの説明がありました。

委員より、一時借入れの利息は幾らかとの問いに、今は一時借入れはない、平成20年度は0.25%、平成21年度は0.4%との答弁がありました。

次に福祉課です。老朽化の著しい高鍋町福祉センターに事務所を置く高鍋町社会福祉協議会移転のための改修工事実施設計委託、現在、民生委員、児童委員45名、主任児童委員3名の一斉改正に伴う報酬借上料及び補助金、新規事業の重層的支援体制整備事業委託は、包括的相談支援、他機関協働継続的支援、参加支援、地域づくりなど、各事業が相互に重なり町全体として本人に寄り添い、伴奏する支援体制の構築をするもの。筏地区に新たな子どもの居場所を新設し、不登校、ひきこもり、生活困窮家庭等への支援活動、各家庭との関係性の構築、生活課題の把握や行政等に支援をつなぐ地域子どもの未来応援事業委託等の説明がありました。

委員より、障がい者への自立支援体制は切れ目のない支援とはどういうものかの問いに、切れ目のない自立支援は大切で未就学障がい児の療育を行う児童発達支援、就学障がい児の療育を行う放課後デイサービス支援があり、障がい者、あるいは障がい児及び親を対象とした相談支援があるとの答弁がありました。

次に議会事務局、監査です。会計年度任用職員の報酬、一般職員の給料、議会だより作成費、監査委員の報酬等の説明がありました。

委員より、アフターコロナの旅費について講師を呼んで研修する場合に旅費の流用は可能かとの問いに、研修に行くか、講師を呼んで研修をするかは、議員の協議を受けて予算の範囲で実施されるものとの答弁がありました。

次に税務課です。歳入の個人町民税、法人町民税では、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響分を減額し予算計上していたが、ほぼ影響がなかったことから今年度については例年通り、前年度の調定見込額から積算額を予算計上。軽自動車税の環境性能割は、新車、中古車問わず50万円を超える軽自動車購入に係る税で、令和元年10月1日から令和3年12月31日まで購入した軽自動車に対する1%の軽減措置が終了したことに伴う増額分を見込み、予算計上したとの説明がありました。

委員より、町税の徴収に係るものとして、家宅搜索などについてどのような流れがあるのかの問いに、法に則り、納期限後20日以内に督促状送付、督促状送付日から10日を

経過しても納付がない場合、給料、預貯金等の財産調査、その後家宅搜索、差押さえの順に行うとの答弁がありました。

また委員より、令和4年度における誘致企業の課税免除額及び件数はとの問いに、令和4年度の見込みは、企業数10社で金額は約1億8,000万円程度になるとの答弁がありました。

次に健康保険課です。新型コロナウイルス感染症対策費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行うもので現在3回目ワクチン接種、5歳から11歳までの小児用ワクチン接種を行っている。また、令和3年度より、健康づくりセンター内に母子包括支援センターオヤトコを設置、妊娠期から子育て期にわたり、不安や悩みが生じてもここに相談すれば安心して出産、子育てができるよう支援体制を構築するため、現在の週2から3日の勤務である会計年度任用職員2名に加え、常勤会計年度任用職員1名の雇用で切れ目のない支援を提供していくこと。不妊治療費助成は、令和4年4月から保険適用になるとの説明がありました。

委員より、高齢者クラブについて新型コロナに影響を受け、パソコン、タブレット等を利用した会の在り方もあるのではないかの問いに、パソコン、タブレットの要請はない、グランドゴルフは活発に行っている。令和3年度は、布マスク作りや海岸清掃活動も行っている。

ワクチン接種の質疑については、5歳から11歳の小児用ワクチンはファイザー社製で1回目と2回目は3週間あけて接種するとの答弁がありました。

次に、地域政策課です。町内の県立高2校の魅力化を図り、両校の特色を生かして人材の確保に取り組み、町の活性化や関係人口創出につなげていくことを目指し、高鍋高校は学力向上対策事業、高鍋農業高校は魅力ある農業教育推進事業に補助金を交付するもの。

現在、なでしこバスの見直し、より利用しやすい移動手段にし、町内民間交通事業者と連携を図り、持続可能な交通体系の構築を目指すものとして令和4年度より、デマンド交通システムの導入との説明がありました。

委員より、デマンド交通に移行する理由はあるのかに、現状の外出自粛によるなでしこバスの乗車人数の大幅減、乗客の高齢化による乗車人数の減、路線変更の難しさや車両の乗りやすさの必要性、高齢者に利用しやすい形態等の意見に対し、通常のタクシー形態で運用し、鉄道、バス、タクシーとしっかり接続した一体的なサービスを提供していくとの答弁がありました。

次に、新電力推進係について連合審査会の結果を報告します。

文教産業建設常任委員会に審査の参加を依頼し、連合審査会を開くことになりました。令和3年度事業化可能性調査において、事業化可能との結果を参考に令和4年度は高鍋町地域新電力会社創業事業計画策定業務委託を行うとの説明がありました。

委員より、これまでの執行部とのやり取りの中では、1年間をかけて事業化の検討をするものと認識していたがの問いに、事業化の可能性調査では可能性が出たが、設置会社の

設立を決定するのではないとの答弁がありました。2021年から燃料高騰などによる電気料金の高騰を見うけるが、その影響の認識はあるのかの問いに、事業化可能性調査時点では認識していない。令和4年度の予算の事業計画では詳細な調査を行い、次の事業化計画では最新の市場価格を盛り込むとの答弁がありました。

ほかにも多くの質疑、答弁がありました。

以上、全ての審査を終え、まとめに入りましたが、討論の前に委員より、議案第20号令和4年度一般会計予算について修正の動議が発せられ、歳出の総務費、総務管理費の自治体新電力推進事業費397万8,000円の削除を求める修正案の提案理由の説明がありました。

修正案に質疑を求めましたが、質疑はなく、討論に入り、修正案の提案理由に賛成の討論がありました。

採決に入り、修正案は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、修正案を除く原案、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

次に、総務厚生常任委員長報告における修正案の説明を求めます。

暫時休憩といたします。

午前10時42分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。副委員長。

○総務厚生常任委員会副委員長（永友 良和君） ちょっと訂正いたします。令和4年度高鍋町一般会計予算中の上下水道課の部分で、早めに「調整」というのを「調達」と言ったみたいです。「調整」に訂正いたします。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 次に、総務厚生常任委員長報告における修正案の説明を求めます。

2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） それでは、修正案についての説明をいたします。

議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算中、歳出部分の款総務費、項総務管理費、目及び細目の自治体新電力推進事業費397万8,000円を今回ゼロにし、一般会計予算の一部を修正することで、令和4年度高鍋町一般会計予算の総額を99億9,800万円から99億9,402万2,000円に改めることを提案しました。

その理由として、先日3月9日の宮崎日日新聞に「新電力相次ぐ受付停止」という大きな見出しが掲載されていました。内容を確認してみますと、

ウクライナ危機を受けた原油や液化天然ガスの相場高騰により、楽天エネルギーあるい

はハチドリ電力等が電気の新規契約の受付を停止している。それは電力の調達コストの上昇が要因で、さらに欧米がロシア産の原油輸入の禁止を検討しており、今後の制裁強化によっては過去5年で最高水準の電気、ガス料金がさらに上がる可能性が出てきた。と記されていました。私も心配になり、楽天エナジー等について調べてみました。2020年12月下旬から電力の価格が高騰していることから新電力が甚大な経営ダメージを受けている。電気事業への豊富な経験とノウハウがある大手の新電力ですら悲鳴を上げている。そのようなことから2016年4月の電力自由化で新規参入した新電力のダメージはさらに深刻である。

また、受付停止の1番の理由は、電力の値上げにより昨年末から日本卸電力取引所（JEPX）の価格高騰、今年1月上旬は連日市場最高値を更新し、全国24時間平均価格はキロワット当たり150円を超えている。電気料金は法人など規模が大きい契約者は安く、家庭など規模が小さいと高い傾向がある。ざっくり家庭用をキロワット当たり20円から30円と見積もってみますと電力の仕入値が150円となれば5倍を超えることとなります。ですから、安く売ろうとするほど大量の赤字になる。例えば福岡県のみやま市では、地道な営業活動で家庭用電力の契約の件数を伸ばしてきたにも関わらず、令和2年度決算で最終損益が2億円の赤字となり、1億2,000万円の債務超過となっていると、いうような事例も上がってきております。

この新電力については、調査しないことには分からないということから岡山電力に調査を委託したことは賛成してきました。その結果の報告は議会も受けましたが、文書による質疑の回答について、まだしっかりした話合いがなされていないままこの予算が提案されました。

私はこの新電力に対して反対しているわけではありません。町長をはじめ、担当課職員の姿を見ると一生懸命頑張っておられるからこそ、私は先ほど述べてきた現状をしっかりと捉えていただき、今は一步立ち止まって電力を取り巻く環境が落ち着いたら改めて提案してほしいと考え、今回修正案を提案しました。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、原案に対する質疑を行います。そのあとに修正案の質疑を行います。

まず初めに、原案に対する質疑はありませんか。15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 3回あるんですが、1回ずつしたいと思います。

1回目ですが、3月14日月曜日1時15分より、執行当局に課長、各担当職員の出席を求め、議案第20号の令和4年度一般会計予算中、関係部分について総務厚生常任委員会と文教産業建設常任委員会と自治体発電力推進事業費についての連合審査が行なわれ詳細説明を受けました。そのときの高鍋町地域新電力会社創業事業の可能性についてのシミュレーションの結果報告があり、可能性ありとの報告がありましたが、間違いはないでし

ようか。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前10時49分休憩

.....  
午前10時49分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。（発言する者あり）

いいですか、手を挙げてもらえれば。

○15番（後藤 正弘君） 電力会社創業の可能性についてのシミュレーションの結果報告があつて可能性ありとの報告がありましたが、間違いはないでしょうか。

○総務厚生常任委員会副委員長（永友 良和君） お答えします……

○議長（緒方 直樹） 手、手を挙げて……。

○総務厚生常任委員会副委員長（永友 良和君） 執行部のほうから……。

○議長（緒方 直樹） 副委員長、永友良和議員。

○総務厚生常任委員会副委員長（永友 良和君） 執行部からの説明ですので、それを否定するとか、そういうことは全くありませんので、間違いではないと思います。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。ちょっと2回目、少し長いんですが我慢してください。

近年、異常気象による災害が増加するとともに、農作物や生態系の影響が懸念されていますが、その主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、脱炭素社会への実現に向けた取組が求められている。このため、国際的な動きとして、平成27年12月、パリ協定において、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求することとされたことを受け、平成30年度にIPCCが通商を公表し、1.5℃の上昇を食い止める目標を達成するには、全世界の二酸化炭素排出量を2050年頃には実質ゼロにする必要があると示された。

国においても平成28年に地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年までに2013年度比で26%削減することが上げられました。

また、令和2年10月には、菅首相が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言しました。

宮崎県においても令和3年3月作成の第4次宮崎県環境基本計画において、温室効果ガス排出量を国と同様に2030年までに2013年度比で26%削減するとともに2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする重点目標で削減対策に取り組むこととしております。

また、温室効果ガスの内訳では、二酸化炭素が96%を占めており、そのうち58.5%が電気の使用に繋している。次いで、重油15.2%、都市ガス12.7%、ガソリンが8.5%となっております。実質ゼロに近くするためには、太陽光などの自然エネルギー

を活用し、火力発電等を減らさなければならないと国や県は勉強会や講師などを派遣し、訴えています。

我が町も先日、ゼロカーボンシティの宣言を令和4年3月3日に町長が宣言されたものも真新しく感じております。未来に生きる子どもたちに2050年、高鍋の自然や文化を変わりなく引き継いでいくため、脱炭素に積極的に取り組むことの重要性、高鍋町初の重要施策は提出されたことにお気づきでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

.....

午前10時57分再開

○議長（緒方 直樹） それでは再開いたします。副委員長、永友良和議員。

○総務厚生常任委員会副委員長（永友 良和君） 今の質疑に対しては、議案第20号ですから、通告を受けていませんので、答える必要はないということで御了承願います。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、修正案に対する質疑行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告及び修正案に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 10番。

それでは、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算の関係部分について文教産業建設常任委員会の審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、地域政策課です。

文教産業建設常任委員会では、商工観光係で所管する予算についての説明を受けました。

令和4年度当初予算は、前年度と比較して減少、主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策関連の消費喚起事業が増額となった一方で、工業用地造成事業特別会計操出金が減額となったためです。

まず、歳出ですが、主なものは、創業支援事業補助金は、町内で創業または第2創業をしようとする者に対し、店舗改修費等の必要経費の一部を助成するもので、3件分を計上。

新商品開発支援補助金は、町内の1次生産品等を使用した新商品を開発する場合に支援を行うもの。

空き店舗等活用賑わい創出支援事業補助金は、町内の空き物件を利用した事業創出を支援するもので、支援メニューにより新たに出店等を行う者に対して、改装費や器具類購入

費用の一部を商店街にある店舗兼住宅の所有者に対しては、物件改修費の一部をそれぞれ助成するもの。

第3者承継等支援事業補助金は、第3者へ事業承継等に取り組む事業所に対して必要となる経費の一部を助成するもの。

キャッシュレスポイント還元事業委託、プレミアム付き商品券発行事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している消費を喚起し、町内経済の回復を目的として実施する高鍋町新型コロナウイルス感染症消費喚起事業に係る経費で、今回も従来のプレミアム付き商品券発行に加えて、感染症予防のほか、混雑解消、業務効率化に効果があるとされるキャッシュレス決済の普及にも取り組む予定。実施時期は、新型コロナウイルス感染症の状況により判断するとの説明がありました。

次に、観光費は、地域おこし協力隊に係る人件費及び活動経費、スポーツキャンプ、高鍋木城九州オルレ協議会に関する経費等で、フォトコンテスト経費は、令和4年度に新たに実施する高鍋町公式Instagramでの写真コンテストの優秀作品等に贈る景品代です。

次に歳入に関しては、自動車販売機設置料、RVパーク使用料や歳出で報告しました補助金の県補助金などの説明があり、質疑に入りました。

委員から、利子補給の予算が出ているが、対象は商店街の方々かとの質疑に、対象は高鍋町の事業者で、現在の制度利用件数は47件、融資総額は4億6,460万円で、これに対する利子補給との答弁でした。

次に、委員から、創業支援事業補助金事業は何年目で、過去の実績について、また、第2創業を含むとはの説明をとの質疑に、事業実施は3年目で、実績については令和2年度、3年度共に3件ずつ助成、第2創業については今、実施している事業と異なる事業を行う場合を第2創業と定義しているとの答弁でした。

次に、委員からプレミアム付き商品券発行事業は、県の補助要綱に基づいてということだが、内容は令和3年度実施と同じと考えていいのかとの質疑に、今年度もプレミアム率は30%、県の補助金が増額した分は発行部数を増やす予定で考えているとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

まず、新規事業として、農業経営収入保険加入支援事業助成金は、種目別でなく、品目別でなく、農業経営全体として加入するもので、原則として、全ての農業経営品目が対象となり、今回のコロナ禍により発生したような価格低下を含めた収入減少も補填されるものです。

次に、畜産業費は、畜産業の進行、特に、肉用牛の生産基盤の維持拡大に関するもので、新規事業として畜産競争力強化整備事業補助金5億1,129万8,000円を計上しておりますが、いわゆる畜産クラスター事業と呼ばれる国の補助事業で、本補助に関する町の負担はありません。

次に、中原ため池廃止工事測量設計業務委託は、未使用のため池の廃止工事に伴うもの、

檜谷中下ため池劣化状況評価業務は、劣化によるため池決壊の危険性を評価するもの、下長谷地区農業用排水路かさ上げ工事測量設計業務は、大雨による雨水が農業用排水路に流入、越流し、ビニールハウス内にまで浸水する被害があったことから、改修のための測量設計を行うものと説明、青木地区大型排水路安全対策工事は、安全対策として転落防止柵の設置及びのり面保護を行うものです。

次に、源泉施設管理費は、めいりんの湯に源泉を供給する施設の維持管理に関するものですが、温泉施設改修工事自主設計業務委託は、令和3年度中に、源泉施設の老朽化に伴う改修設計立案を行った概略設計に基づき、発注に向けた測量設計委託を行うものです。

その他、農業次世代人材投資補助金対象者は5経営体、新規事業として森林所有者へ経営管理に関する意向調査委託等の説明を受け、質疑に入りました。

質疑に入り、委員から森林経営管理意向調査委託は、所有者に対しての調査ということと考えていいのかとの質疑に、令和元年度から行っている状況調査に加え、今後、山林の管理経営をどうするのか、持ち主に調査を行うものとの答弁でした。

次に、委員から、温泉に天然ガスが出ているということだが、再利用はできないのかとの質疑に、噴出している天然ガスについては、以前、温泉のかがり火として消費をしていたが、現在は大気中に放散させている状態。再利用の検討は行っているが、出ているガスのカロリーが低く、発電などに使うにはイニシャルコストがかかりすぎるので、一旦断念した経緯がある。また、今後も継続して検討するとの答弁でした。

次に、委員から、生分解マルチ購入補助金予算が400万円出ているが、実績はどうなっているのかとの質疑に、令和3年度実績は55名、369万円の助成を行っている。今後も生分解マルチ使用推進に取り組んでいきたいとのことでした。

次に、社会教育課です。

社会教育総務費、公民館費、図書館費などは例年どおりで、予算の増減は職員の配置によるものです。主な新規事業の予算計上は、埋蔵文化財係に、専門職を有する会計年度任用職員を配置するための人件費、庁舎第2別館南側のプレハブ撤去費、家老屋敷費として板塀の撤去及び生垣となるラカンマキの苗木植栽、歴史シンポジウムの開催、マスタスタジウムのバックネット補修に係る経費等です。

美術館企画展示事業は、石井十次の娘婿である児島虎次郎展、高鍋藩の絵師であった安田李仲展、串間市出身の画家、加藤正展を予定していると説明。

各体育館の経費は例年どおりですが、スポーツセンター費は、総合体育館大規模改修工事終了に伴い、令和4年度はそれらの費用を計上しないため減額となっています。

また、歳入は、社会教育課所管の施設の使用料、高鍋神楽記録作成及び持田古墳群の維持管理に関する補助金、広告収入としてネーミングライツなどの予算計上の説明がありました。

質疑に入り、委員から埋蔵文化財専門事務員の予算が出ているが説明をとの質疑に、日本遺産の認定に伴い、持田古墳群の整備に力を入れたいことから、埋蔵文化財の専門知識

を有した方を雇用する予定であるとの答弁でした。

次に、委員から歴史シンポジウムが予定されているようだが、コンセプトや依頼する講師などについて詳しくとの質疑に、テーマとしては、高鍋から世界に羽ばたいていった高鍋の四哲と言われる方々にスポット充てて、歴史作家の講演やパネルディスカッションを予定しているとの答弁でした。

次に、委員から、黒水家住宅の板塀撤去及び植栽工事は、板塀の修繕はできなかったのかとの質疑に、以前より老朽化が進んでおり、見積りを取ったところ経費が高額になることから、今後の維持管理や景観のことも考慮して、今回はラカンマキの植栽へ変更をした。また、植栽に変更したことによるセキュリティの懸念に関しても問題はないとの答弁でした。

次に、上下水道課です。

文教産業建設常任委員会では、緊急を要する箇所に対応するための都市下水路管理手数料、防災シート購入費等の説明を受け、質疑に入りました。

質疑に入り、委員から昨年度から防草シートにより雑草対策を試験的に行ってきたと思うが、効果とシートの耐久年数はとの質疑に、効果は出ている、耐久年数に関しては、5年間は大丈夫だと考えているとの答弁でした。

次に、建設管理課です。

まず、歳出についてです。

自動車等駐車場のシステム改修手数料は、高鍋駅の混雑防止のため、送迎利用の車両が無料で駐車できるようにするもの。建築費の大規模盛土造成地変動予測調査業務委託費は、盛土の安定度の調査、評価を行い、今後の詳細調査の計画を作成するもの。

道路維持費は、排水不良により児童・生徒の通学に支障が出ていることを解消するための改良工事や、老朽化による路肩側溝の改修工事、しんきん通り街路樹改修は、令和3年度に実施しました明視堂前から北側の区間の改修を行うものと説明。

町単独道路改良費は、羽根田・北牛牧線、坂本・古川線、宮越地区排水路整備などの継続工事等。

社会資本整備総合交付金事業費については、国の内示が確定後に主な事業を補正予算として計上することとして、早急に着手する必要のある事業と事務経費のみを計上。中須ノニ（3）線の道路改良工事は、宮越排水機場の完成に合わせて令和4年度に完了予定です。

次に、公園管理費は、令和4年度より蚊口海浜公園キャンプ場、キャンプ利用者の使用料の徴収を行うことによる公園維持管理のための会計年度任用職員1名分。また、舞鶴公園中段のトイレの合併浄化槽に不良箇所が確認され、大規模な改修が必要なことから、公共下水道へ接続するための排水施設の設計委託料の予算計上。

公園建設費は、蚊口海浜公園の車両乗り入れに関する工事等の予算の説明がありました。

次に、住宅管理費は、消防法の改正により、町営住宅に煙感知器を設置するための予算、また、持田団地のエレベーターの地震時の緊急停止装置と扉が開いたまま、エレベーターが動かないようにするシステム改修工事、舞鶴団地の自転車小屋1棟と倉庫2棟の建て替

え、駐車場整備の予算計上があります。

次に、歳入についてですが、高鍋駅前駐車場使用料、電柱の占用料、東光寺・鬼ヶ久保線の道路改良区間における文化財調査や、橋梁点検、茂広毛平付・高岡線、神祭野坂の道路改良事業などへの補助金、国土調査費補助金は、休止していました国土調査について令和4年度より再開することになったことによる、調査業務に係る補助金と説明を受け、質疑に入り、委員から原材料費としてレミファルトの予算計上があり、地元への材料支給による舗装実施との説明だが、どのようなことかとの質疑に、令和3年度からの事業で、地元の方々が材料を支給してくれれば作業は無償でやってくれるということで、工事として発注するより数段安く済むことからお願いをし、材料の支給を行っているとの答弁でした。

次に、委員から蚊口海浜公園キャンプ場の利用が有料になるが、今回の入り口の改良工事で公園がどう変わるのかとの質疑に、現在は、公園内に車両が入れない状態だが、今回は、乗り入れ口を整備し、車が乗り入れられるようにすることと、遊具エリアに車両が入れないようにする工事を行うとの答弁でした。

次に、委員から、歳入の町営住宅使用料が200万円ほど増額となっているがとの質疑に、令和2年度の徴収率が99.73%と以前に比べ、かなり上がっていることから、実績による増額計上で、要因としては、税務課の収納係と連携をして二、三か月滞納があると本人と連帯保証人に通知するなど、こまめに連絡を行っていることによるものとの説明でした。

次に、教育総務課です。

まず、歳入について。

前年度当初予算と比較して、増額の要因は、防音機能復旧事業補助金、小学校だけでなく、中学校にもスクールサポートスタッフを配置することに伴う予算。

それから、中学校の海外留学事業の財源として、国際交流基金からの繰入金を計上していることなどが主なものです。

また、土地建物貸付収入として、東小校長住宅1棟分の家賃収入を計上していますが、現校長が異動になり、転出となった場合には、その時点で用途廃止する予定で、この歳入は、なくなるとの説明がありました。

次に、歳出についてですが、まず、教育振興費は、教育総務課が直接実施する事業に要する経費を計上していますが、会計年度任用講師配置事業は、音楽専科講師や算数、数学、英語などの講師を町費により配置するもの、適用指導教室運営事業は、午前中だけとしていた運営時間を午後へ延長することとしたことによる人件費の増で、運営に関しては、利用している子どもたちや、保護者の声を聞きながら柔軟に対応していきたいとの説明を受けました。また、中学生海外短期留学派遣事業は、令和5年夏の実施に向け、令和4年度から派遣する生徒4名の選考や事前研修を行うものです。

次に、新規のタブレット端末システム補修点検手数料は、令和2年に国の補助金を活用

して整備した児童・生徒用のタブレット端末1,670台のシステム保守点検手数料で、システムのみを対象としたものであり、本体が破損した場合の補償は含まれないと説明を受けました。

小学校学校管理費の防音機能復旧実施設計委託は、防衛省の補助を活用して行う更新工事のための空調設計業務を委託するもので、令和5年度以降は、複数の学校の更新設計を同時に進行させ、設計が完了した学校から順次、更新工事を進めていく計画との説明でした。また、現在の中央熱源方式から全校とも個別熱源方式へ転換したいと考えているとのことでした。

次に、小学校教育振興費は、ギガスクール構想に基づくタブレットを活用した学習が増加していることに伴い、情報通信ネットワーク、環境施設保守手数料、ソフトウェア使用料、事業支援ウェブサイト使用料、教師用タブレットのリース料などといった費用が増額となっていますが、従来からパソコン室にある機器の保守内容を見直すなどとして前年度と比較して減額となっております。

次に、中学校学校管理費は、新たにスクールサポートスタッフ1名の配置、西中学校の浄化槽改修工事实施設計照査支援委託は、昨年11月に入札を取りやめ、予算全額を減額補正した浄化槽改修工事の設計の照査業務を宮崎県建設技術推進機構へ委託するものと説明。また、小学校の学校給食費、中学校の給食センター費は、調理業務委託料が入札後の金額となり減少している一方、老朽化している調理室内の修繕補修費用や冷蔵庫などの調理用備品購入費、調理室空調稼働に伴う電気代の増額予算の計上があります。

説明が終了し、質疑に入り、委員から学校の雨漏りの状況はどうなっているのかとの質疑に、現在、西小学校の屋上の大規模改修工事を実施している。また、配管等の漏れが原因で漏れているということもあったので、今回の予算に計上して対処するとのことでした。

次に、委員から、新たに教職員ストレスチェックの経費計上があるが、具体的な内容をとの質疑に、法改正により、50人以上労働者がいる事業所が行うもので、対象は東小学校のみだが、4校全てで行う予定。チェックはマークシート方式で行い、目的は、結果を下に、無意識に感じているストレスなど、自分の状態に気付きを与えるために行うものとの答弁でした。

次に、委員から、タブレットなど、外部からの侵入に関してセキュリティはどうなっているのかとの質疑に、児童・生徒のものは一般的なネット回線だが、先生方が使っている公務用のパソコンは、使用制限もあり、セキュリティはかなり厳重なもので、個人情報流出するなどの心配はないとのことでした。

最後に、農業委員会です。

まず歳入として、登記事務手数料、農業委員会等交付金、農地利用最適化交付金などの説明を受け、歳出に関しては、農業委員会費交付金事業費は、農業委員農地利用最適化推進委員の報酬及び農業委員会事務局職員の人件費に関する予算、事務局費は、主に農業委員会の運営に関する経費で、会計年度任用職員、農業委員会事務局職員の報酬、手当、ま

た、協議会への負担金などとなっております。

また、機構集積支援事業は、農地中間管理機構が行う担い手への農地の集積、集約化のために必要となる農地台帳の整備等の事務を行うための費用だと説明を受け、質疑に入り、委員から耕作放棄地の現状はどうなっているのかとの質疑に、状況は、ほぼ横ばいで面積としては約65万平方メートル、農地全体に占める4%ほどとなっているとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第20号の関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

これで、文教産業建設常任委員会に付託されました議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算の関係部分についての報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。11時35分に再開したいと思います。

午前11時23分休憩

.....  
午前11時35分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。事前にきちんとした質疑の内容を届いていると思いますので、それについてもできればお答えをお願いしたいと思います。

地域政策課の部分において、事業引き継ぎに関して第三者承継については、どのような計画があるのか。

キャッシュレス版地域内経済支援に関して、利用するほうの使い方及びポイント還元の仕組みなど教えるのを、商店街の皆さんにしたらどうかと思います。また、その際、商店街が負担している手数料を還元していくことも利用できるチャンスになるのではないかと考えますが、どのような議論がなされたのでしょうか。

自分のところで使い方を教えれば、手数料がいらず、お客さんに喜んで買物をしていただけることにつながるのではないかと考えますが、どのような議論があったのかお伺いしたいと思います。

企業立地奨励に関しては、今一度見直す必要があるのではないのでしょうか。

その理由は、財政に与える打撃が非常に大きいこと。また、事業者がその資金を当てにして無駄な事業拡大をして無理をすることにより、疲弊することを避けたほうがよいと考えますが、どのような議論となったのでしょうか。

新商品を開発する際に、町民を巻き込む作戦はできないのでしょうか。その商品も、手ごろな値段で買いやすく、喜ばれる商品であってほしいと思います。例えば、新富でライチを使ったゼリーがあります。ところが、時間が長くなるとライチの風味がなくなっていくます。また、高鍋では親しまれてきた剣菱というお菓子がありますが、途絶えてしまいました。

熊本では、地域を忘れたんですけれども、お菓子の町があるそうなんです。ふるさと納税などで、懐かしい味として、都会で働いている高鍋出身者に喜んでいただける商品づくりを頑張してほしいんですが、どのようなことが示されているでしょうか。

長屋造りの店舗と居住空間を分けると、どうなるんでしょうか。細長い敷地であるため、難しいと考えていますがどうでしょうか。全国では、同じ形でなくても補助は出して、まちづくり支援をしている例はたくさんございます。どこの自治体の例を活用していくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

地域おこし協力隊の姿が見えておりません。前面に出てくるもよし、後方で支援するもよし、これはアイデア不足じゃないかなというふうに思います。もっと、のびのび活動できる環境づくりが必要ではないかと考えますが、どのような案が出たでしょうか。

フォトコンテストのコンセプトは何でしょうか。どのようなことをされるのか、聞いておられるでしょうか。

農業政策課、茶業振興とありますけれども、高鍋町において銘茶と言われるブランドを持っているお茶の農家があるんでしょうか。同時に、ハーブ牛などがありますけれども、肉用牛として銘柄品があるのかどうかお伺いします。

コロナ禍にあり、飲食業については一定の支援金がありましたが、農業者にとってはどうだったのでしょうか。例えば、ハウス農家支援については燃油高騰に伴い、新富、木城町では、燃油支援策が出ているようですが、高鍋はどうなのか確認はされたでしょうか。

また、露地もの栽培が高鍋は主流なんですけれども、露地野菜生産についての支援策はどのように考えているのか聞かれたでしょうか。

総括質疑でも聞きましたけれども、先ほど収入保険についてきちんと説明がありましたけれども、問題は農家にとっていい制度なのか、入りたくなるものなのかを知りたいと思います。

担い手確保についての政策は、毎年頑張っていると考えerんですけれども、予算と気持ちとがしっかりと結びつくものであるのかどうか。都会から農業をしたいと来ても、なんとなく違和感があるなど、諦める人もいるのではないかと考えています。特に高鍋は、人の気持ちを推しはかれない人が多いように感じますが、どうでしょうか。これは個人の感想ですので、このようなことを申し上げますと、ひょっとしたら町民の方が不快な思いをされる状況もあるのではないかなと思います。この前、実は都会の中から来られた方からそういうお話があったから、そのままお話を書きました。例えば、だれやみを押しつけ、飲まなければ人の輪に入れないなどの、多様性のある時代にそぐわないことがあるのではないかなと考えるんですね。これを例に挙げて、その都会から来られた方はおっしゃったんですね。そのことについて、どのような考えがあるのかどうか、確認をされたでしょうか。

社会教育課に入ります。

古墳に関して、保全ということと併せて、観光資源としての活用も十分な要素を備えて

いると聞くんですけども、地域政策課とのコラボなどは、どうしていくおつもりなのか聞かれたでしょうか。

レンタサイクルも必要なんですけど、現代ニーズにマッチしているのかどうか、どのように審査をされたでしょうか。

図書館は、建物についての耐震化などはできると思いますが、肝心なのは監査委員の意見書にもありましたけれども、とにかくゆっくと見れる環境をどう確保するかが大事だと思います。新富町では、廊下かなんか知りませんが、かなりの高校生などが学習する場所として利用しています。ちょっと高鍋町の場合、堅苦しいのではないかと思うんですけど、どのような意見が出されたでしょうか。

中央公民館は、古いから使えないのか、コロナ禍でもあまり使えていないとは思いますが、けれども、ホールなどの活用を調査をしてみたかどうかと思うんですけど、どのようなお考えでしょうか。

美術館など良い施設はあるのに、維持管理費ばかりに費やされる予算を見ると、残念な状況だと考えます。企画などは、先ほども説明がありましたけれども、もっと町民だけでなく、県外の皆さんからも行きたいと思うような企画などはどうなっているのかお伺いします。

上下水道課、都市下水道管理に関してなんですけれども、住宅などが密集しており、しゅんせつなどのとき、事業者が大変な思いをされているのがわかります。方策があるのかどうか、お伺いしたいと思います。これは、事業者任せにしているのかどうか、どんな意見が出されたのかお伺いしたいと思います。

駅前駐輪、駐車場の利用については……。建設管理課ですね、次。駅前駐輪、駐車場の利用については、黒木正議員などは絶え間なく見ておられるそうですが、放置自転車などのくらいあって、どのようにしているのかお伺いしたいと思います。

公園管理において水道施設がありますが、生活用水として利用されておられるのではないかとと思われるところもあるやに聞いております。公園管理の際に、地域との協力で止水してあるかなど調査をされているのか。また、トイレなどの利用についても、事業者などや近隣住民が利用されているのではないかと聞いたこともございます。利用されていれば、きれいに利用していただけますので、ありがたいんですけど、トイレ清掃などはどのようにされているのか。障害者団体などへ、まだ、いまだ委託されているのかお伺いしたいと思います。

高鍋町全体の地籍調査、国調については、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

今年になって、2件の公営住宅の火事がありました。これは、火事の原因がまだはっきりしてませんので、後に書かれてある部分はちょっと割愛させていただきたいと思います。団地の方から、以前からやはり出て行ってほしいと言われるぐらい、やはり住宅に住んでらっしゃる方とのトラブルがあったようなお話を聞きました。被害に遭われた方々は不安だと思うんですけども、団地の運営管理についてはどのような対策をやってきたのか、

また、家財に対する保険加入促進などを図る必要があると考えますが、どのように考えているのか確認をされたでしょうか。

教育総務課、育英会の資金に対しての働きかけはどのようにされているのかお伺いします。切れ目のない支援を教育委員会と福祉課などと協力していても、親への支援がすっぱり抜けていると私は感じていますがどうでしょうか。ソーシャルワーカーだけの対応で大丈夫なのかどうか、確認させてください。

説明資料の歳出7ページですが、ことばの指導教室事業は、やはり教育総務課でした方が良いと判断した事柄は何だったのかお伺いします。

また、学校支援や配置などについては、頑張っていらっしゃると思いますけれども、今度は特にどこに力を入れていきたいと考えているのかお伺いします。

準要保護について、どうなっているのでしょうか。また、収入が低いことによる教育環境はどのようになっているのか、家庭環境調査は行っているのかどうかお伺いしたいと思います。

タブレット端末について、どこまで浸透しているのか、また、先生方の利用についての状況はどうか。先ほども報告がありましたけれども、なかなか厳しい一面も備えているんじゃないかなと思います。やはりどうやったほうが一番いいのかというところをしっかりと精査されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

西中学校の浄化槽整備に関しては、これも先ほど報告がありました。私ちょっと気になるのは、問題は地形が緩いことではあり、これがちょっと気になる場所なんです。調査が行われたのかどうかお伺いしたいと思います。

学校給食について、メニュー及び具材について、生徒たちの評価はどうなっているのか、どのようにしていこうと考えていらっしゃるのか聞かれたでしょうか。

農業委員会、農業者年金加入促進についてはどうするのかということも1点。

農地管理及び登記が個人のもので、そのままにしてある土地についての対応策を農業委員会としてはどのように捉えていらっしゃるのか、また、その対応策はどのように指導したり支援をしたりしていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

すみません。報告があった分の全部聞いてたんですけども、この質疑の中のどの部分だったのかということ、ちょっと記録してませんので、ごめんなさい。

○議長（緒方 直樹） 委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） お答えをいたします。

それぞれの課部分で、お答えをしていきたいと思います。

まず、地域政策課分ですが、まず第三者承継についてですが、今回の第三者承継等支援事業補助金については、今後事業が継続できないような業者が出た場合に、後継者がいなく第三者承継がしたいと思っている方も安心して承継ができる体制づくりを行うための補助金で、これから第三者承継をどのように行かなどの計画は、地域政策課では持ち合わせていないということでした。

次に、キャッシュレスポイント還元事業に関してですが、スマートフォンの使い方や仕組みはスマホ教室の講師が熟知していて、プログラムもありますので、初心者の方も対応できるものと考えています。事業参加業者が負担している手数料に関しましては、支援も含めて検討をしていくとのことでした。

次に、企業立地奨励に関しましては、奨励制度を設けることによって、企業側の設備投資、雇用の場の確保を促していくものと考えています。そのために必要な制度だと認識しているとのことでした。

次に、新商品開発についてですが、業者の方々には、ぜひ新商品開発支援補助金を活用していただいて、ふるさと納税をはじめ、町出身者の方にも喜んでいただける商品開発が実現できるよう、支援をしていきたいとのことでした。また、委員から剣菱に関しましては、また再開発を求める意見も出ました。

次に、長屋づくりの店舗と住居部分を分ける事業についてですが、商店街区域の空き店舗対策のために、今回の補助金を用意しています。店舗と住居地が一体となっているため店舗を活用できないという状況を、切り分けて、店舗部分を他の方に運営してもらい、空き店舗の解消を目指すもので、他の自治体の例につきましても、補助の要綱を作成する際には参考にした自治体はありますが、まちづくりとして例にした自治体はないとのことでした。

次に、令和3年度の雇用の地域おこし協力隊の方は2月10日に辞職され、現在ははいないという状況です。原因としては、現制度は会計年度任用職員として雇用するので、拘束時間が長いことがネックになっているのではないかとということも考えられますので、今後は本業としてではなく、副業として雇用形態など柔軟に対応できる要綱づくりを考えていきたいとのことでした。

次に、フォトコンテストについてですが、令和3年度9月に高鍋町の公式インスタグラムを開設し地域政策課で運営をしておりますが、フォロワーを増やすことと、高鍋町の魅力のPRを目的に、コンテストを行うとのことでした。

次に、農業政策課分ですが、まずお茶やお肉の銘柄につきましても、高鍋町の銘茶として幾つか挙げれば、九茶さんの「日向山茶」、佐藤製茶さんの「舞鶴城」、河野製茶さんの「コフンノミドリ」などがございます。

また、肉用牛の銘柄品に関しましては、高鍋町であればやはり藤原牧場さんのハーブ牛が挙げられると思いますとのことでした。

次に、コロナ禍における農業者への支援についてですが、農業者に対する支援策というのは特には講じておりません。飲食業に対する支援につきましても、休業補償の意味合いが強いもので、農業収入の減少と同列には考えにくく、一律の支援策の組立ては難しいと考えおります。

そこで、新年度において収入保険加入促進のための助成制度を設けることとしており、農業者の皆さんの積極的な加入により、収入減少のリスクに備えていただきたいと考えて

おります。

また、燃油高騰につきましては、特に施設園芸農家の大きな負担になっていることは伺っています。肥料高騰についても心配されるところで、先行きが見通せない中ではありますが、状況を見極めて、どのような助成が効果的か探っていきたいと考えておりますとのことでした。

次に、収入保険加入についてですが、先日の総括質疑でもお答えをしておりますが、収入保険はその保障の対象が農業者が保険期間に生産販売する農作物の販売収入全体です。収入減少全般が保障の対象になりますので、農業経営の安定に大きく役立つ保険だと考えておりますとのことでした。

次に、担い手確保と高鍋町の間人関係についてですが、まず都会から農業をしたいと来ても、何となく違和感があるなどで諦める人もいます。原因としまして、特に高鍋の人は気持ちを持ちしはかれない人が多いように感じる等の質疑に対しましては、このように判断する数字も材料も持ち合わせておりませんので、今回はお答えしかねます。

また、担い手確保に関しましては、引き続き情報収集に努め、関係機関と連携し取り組んでいかなければならないと考えております。その中で、新規就農者の気持ちに寄り添い、予算としっかり結びつけていくようサポートをしていきたいとのことでした。

次に、社会教育課分ですが、まず古墳に関して、地域政策課とのコラボについてですが、持田古墳群に関しましては、日本遺産の構成文化財となったことでもありますので、観光資源として活用をしていかなければなりません。

今後は、地域政策課や観光協会などと連携して、活用方法を考えてまいりますとのことでした。

次に、レンタサイクルについてですが、レンタサイクルは観光協会から委託されております。令和元年度末からの委託で、新型コロナウイルス感染症の拡大と重なったこともあり、現在は利用実績はありませんが、舞鶴公園を中心に利用していただければ、観光客の利便性につながるものと考えておりますとのことでした。

次に、図書館の閲覧などの環境についてですが、現在図書館において大規模な維持管理改修を実施しておりますが、閲覧室や研修室が広がるわけではありません。監査委員や議員がおっしゃることは、十分認識しております。利用者にとって、ゆっくりと見れる環境を少しでも確保できるよう、今回の改修を踏まえて、書庫の整理や机、椅子の配置、控室の利活用など、検討してまいりたいと考えておりますとのことでした。

次に、中央公民館についてですが、現在はホール使用については1,000席を半分の500席以下で稼働をしているところです。また、100名以下での利用に関しましては、パーティションを準備して学習室を広げて利用をしていただいております。建物は確かに古いですが、修繕は優先順位をつけて行っており、利用状況に関しましては、データを月ごとに集約し、公民館運営協議会で報告を行っております。

次に、美術館の維持管理費と企画についてですが、施設には一定の維持管理費は必要で

すが、効率的な運営ができるよう常に考えております。例年、複数の企画を行っており、令和4年度も「特別展児島虎次郎展」などを予定し、予算を維持管理費ばかりに費やしているということはありませんとのことでした。

次に、上下水道課分ですが、しゅんせつの方策と業者への任せてるなどのことですが、今回の上江都市下水路において、毎回しゅんせつの土砂を引き上げていた場所に住宅が新設されていたため、他の場所を探すのに苦慮した案件があります。何度もしゅんせつ作業をお願いしている業者で、業者任せになっていた部分もありますので、今後は協議をしながら進めていきたいとのことでした。

次に、建設管理課分ですが、駅前駐輪、駐車場の放置自転車等についてですが、現在放置自転車が35台あり、盗難自転車の可能性もありますので、警察に照会を掛けまして今月処分予定になっております。

次に、公園のトイレや水道の管理についてですが、トイレ清掃委託につきましては、町内16か所のトイレをうからの里高鍋事業所に委託をしております。基本的に公園の水道はいつでも使えるようにしておりますので、蛇口の開けっ放し等に関しては公園に出向いたときなどに確認をしていますが、地域と協力して調査を行うということはありません。また、過去に水道料の使用水量が多くなっている状況があった際に、漏水とかではないため盗水を疑い、夜間などに巡回をしたという事例はありますとのことでした。

次に、高鍋町全体の地籍調査についてですが、高鍋町の面積は43.8平方キロメートルで、国有林野区域など国土調査が不要な面積を外すと、国土調査が必要な計画面積は39.46平方キロメートルになります。昭和44年から昭和58年にかけて国土調査を35.17平方キロメートルを行い、4.29平方キロメートルを残して休止したところです。令和4年度は、地図の資料収集やシステムの構築、地元説明などを行い、令和5年度から本格的な測量などに着手する予定とのことでした。

次に、教育総務課分についてですが、まず育英会資金に対しての働きかけについてですが、育英会会計については今のところ余力がありますので、寄附についてのお願いといった周知は行っておりませんが、奨学生の募集については、お知らせしたかなべで毎年行っておりますとのことでした。

次に、保護者への支援とソーシャルワーカーの対応についてですが、保護者に対する支援の必要性は十分認識しており、ケースに応じて対応をしております。ソーシャルワーカーだけに任せるようなことは行っておらず、段階に応じて関係課の職員や学校関係機関とも連携して対応していますとのことでした。

次に、ことばの指導教室を移行した理由と学校生活支援員配置を通じて力を入れていきたいことについてですが、ことばの指導教室については言語機能改善の指導だけでなく、学校生活の中での困りごとを想定しながら、小学校への就学を見据えた上での指導を行う必要があると考え、次年度から教育総務課の事業として実施することとしたものであり、教育総務課で実施することにより、既に小学校に在籍している児童の支援や指導について

の連携が今まで以上に強化できると認識をしております。

また、特別支援教室に関して、今年度特に力を入れていきたいのは、コグニティブトレーニングを活用した指導体制の充実、強化です。コグニティブトレーニングにより、子どもたちの認知力、対人力、身体力アップを目指し、学校や社会で困らないために必要となる学習面、社会面、身体面の改善、強化に努めていきたいと考えているとのことでした。

次に、準要保護について、傾向と学校環境調査についてですが、令和3年度の実績で言えば、西小学校だけが増加傾向にあり、他校は横ばい状態にあります。

また、家庭環境調査については、教員による日々の観察をはじめ、生活の記録、生徒指導に関する月1回のアンケート調査、教育相談などを行うことにより家庭の実情把握に努めているとのことでした。

次に、先生方の利用を含むタブレット端末の状況についてですが、タブレット端末は1人1台、4校全ての児童生徒に配付され、2月からは教職員のタブレットも配置したところでした。

発達段階も考慮しながら、できることから取り組んでいて、授業の中でも効果的に活用され始めたところでもあります。今後は、さらなる有効活用を目指して町独自の取組としてICT推進リーダー会を設置し、教員に対する研修なども充実させていく計画であるとのことでした。

次に、西小学校の浄化槽整備に関しての地形等の調査についてですが、入札取下げ後に再度測量を実施しており、勾配が緩い箇所については中継ポンプを設置し対応したいと考えております。また、地形、強度面も問題はないと認識しているとのことでした。

次に、学校給食の子どもたちの評価についてですが、学校から届けられる調理員へのお礼の手紙には、「珍しいメニューが出るので楽しみ」、「いつもおいしくて、給食を残したことはありません」などといったことが書かれており、子どもたちの給食に対する評価はおおむね良好であると認識しているとのことでした。

最後に、農業委員会分ですが、農業者年金加入促進についてですが、国民年金に加入していないといけない等の条件がありますが、10月を農業者年金加入促進月間として、農業委員、最適化推進委員、年金受給者協議会の役員で班編成を行い訪問をしており、令和3年度もコロナ禍でありましたが行っております。

また、今年度高鍋町においては、県農業会議の示した目標2件に対し、現在までに8件加入していただいているということで、県内で加入率がトップという成績もあり、褒められております。また、家族経営協定の調印の際にも、随時説明を行っているとのことでした。

次に、農地管理登記が個人である農地への対応についてですが、売買や賃貸借、いわゆるあっせんの申出があった場合は名義変更等が必要となりますので、指導等を行っております。また、死亡の手続の際に町民生活課で案内文を渡してもらっており、相談に来られれば随時説明を行っておりますとのことでした。

以上です。

1点、訂正をいたします。

浄化槽整備の質疑に対してですが、私が西中学校の浄化槽整備に関しての地形等の調査というところで、西小学校と言ったそうですので、訂正をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告及び総務厚生常任委員長報告における修正案に対する質疑を全て終わります。

ここで、一時お昼休憩にしたいと思います。13時20分からいたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

なお、これは修正案に反対の意にもなります。

6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算原案について賛成の立場で討論します。

政府は、強靱で安心できる経済社会の構築、経済の好循環の加速・拡大を柱とし、その実現のために成長を目指す4つの原動力としてグリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方づくり、少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現を掲げ、内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくることとしています。

高鍋町においては、新型コロナウイルス感染症の感染者が今年に入って昨日までの約2か月半で400人にも近い勢いで厳しい状態が続いており、地域経済の回復もいまだ見通すことができない状況が懸念されております。

このような状況の中、町長は、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町は元気になるという高鍋町を発展させる理念の基、本年も産業振興・教育・福祉・子育て・高齢者支援・防災・住環境整備をまちづくりの柱に、変化する未来を予想し、国が提言するゼロカーボンシティ、SDGs未来都市、スマートシティ、スマートウェルネスシティ、緑の食料システム戦略という未来都市構想と国の戦略を加え、10項目の達成すべき目標をさらに充実した内容の戦略として構築し、施策の実施すべき事業に集中して予算編成されております。

また、主な新規事業として、町内循環バスに代わる予約制の乗合タクシーのデマンド型交通運行事業、地域新電力会社創業事業計画策定などに要する経費が計上しており、町内巡回ワクチン接種を中心とした感染拡大防止策やその影響での支援策等において、国の事業に町費による事業を加えて拡充し、対応していることを評価したいと思います。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための重層的支援を一体的に実施する事業を創設する予算も編成されており、コロナ禍で町税が厳しいことが見込まれる中で細かく手を打ち、財源の創出を図った非常に工夫された予算であることもさらに評価されます。

町税の厳しさは続くと思われますので、今後も財源の創出のさらなる工夫を続けていくことは重要なことでもあります。

質疑の中で、個別の事業についていろいろな御意見も様々ありましたが、それらをもってこの予算案そのものに総合的に判断し、大きな瑕疵があるとは言えません。新型コロナの終息を願い、この困難を乗り越え、誰一人取り残さない、誰もが住みたい、住み続けられる豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生を実現するための予算編成であることを述べ、賛成討論といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算原案について、賛成の立場で討論いたします。

これから急激な人口社会を向けて、自治体の自立は大変重要な課題です。特に、地域の電力を自治体内で循環させる自治体新電力は、自治体が自立する上で大変有効な取組です。自治体新電力の目的は、1、地域内の経済の循環、2、脱炭素ゼロカーボンシティを目指す上で自然再生エネルギーを積極的に利用することができます。3番、災害に強い町を目指す上で、災害時に電力を確保する蓄電池や発電源の確保を目指せます。

今回の議会の冒頭にて、高鍋町はゼロカーボンシティ宣言をしました。2050年までにカーボンニュートラルを目指します。その上で、自治体新電力は極めて有効な取組になります。また、国・県・町が一体となり、これから進めていかねばならない施策でもあります。

地球温暖化、とても重要な課題だと思います。実例で、令和4年2月15日にバイオマス都市川南町を国が認定し、町産業振興課はSDGsや脱炭素の取組が世界的に求められている川南でも災害に強い地域循環型のまちづくりを進めたい。また、災害の電力供給を目指す新聞記事に掲載されております。

また、都農町でも、ゼロカーボンタウン宣言を行っています。都農町がゼロカーボンタウン宣言を表明した最大の理由は、2050年の主役となる小中学生がまちづくりの当事者として町政に関わり続け、それをもって人材育成につなげていくことにありましてとゼ

ロカーボンU18議会小中学生が町に提言、掲載されておりました。

先日の青木議員の一般質問で、町長施政方針の中でも答弁があったように、今の子どもたちはSDGsや脱炭素、リサイクル、地球温暖化、電気自動車等を学んでおり、その子どもたちがあと10年もするとそれらが当たり前の社会になっていると考えられます。

国の補助支援が多いタイミングで、子どもたちの未来のためにも自治体電力は取り組んでおかなければなりません。この考えに賛同し、原案に賛成討論といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算に対する修正案については、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、地域政策課が予算で計画している自治体新電力推進事業費397万8,000円の支出は、将来、高鍋町に大きな損害を与える引き金になりかねない危険な事業として予算執行に反対するものです。

その内容は、まず2021年1月以降の電気料の高騰・乱高下は、新電力事業を行っている多くの自治体や企業をことごとく赤字に追いやりました。この状況を想定していない岡山新電力株式会社の調査結果は、信憑性に欠けるものです。ウクライナ社会情勢もあり、今後、燃料費や電気料金が高騰する可能性は非常に高いと考えます。それに新しく立ち上げるという新自治体電力会社には、損失補填や債務保証の能力がありません。株主である高鍋町が債務保証をすることになってしまいます。再び第三セクター株式会社温泉施設の二の舞になると考えます。

現在、太陽光発電事業者は、九州電力により出力抑制、発電中止を年間105日も受けしており、日中の発電量が余っているため、買い取りを止められている状態です。そのため、高鍋町に新電力会社を立ち上げさせ、電気の固定買い取りで利益を上げようという思惑が見えます。

事業の危険性を重視しない黒木町長の新電力会社立ち上げの姿勢は動機が不純なものに見えてなりません。夜間に発電する発電施設を高鍋町が所有しない限り、電気料金が高くなり、新電力事業は成り立ちません。

黒木町長は、本議会で、電気料が高騰したのは高圧電力だけで、一般家庭用電気は問題ないなどと根拠のない思い込みで発言をしました。日本卸電気取引所の市場価格が高騰すれば、当然、低圧の一般家庭の電気料金も高騰することは避けられません。

今回の町長の虚偽答弁は、町民を偽り、直接損害を与えかねない発言です。行政執行部の長としてのモラルを疑います。

また、町長の口癖であるSDGs、脱炭素やゼロカーボンシティ宣言は、行政から町民へ、生活様式の改善や環境意識の何の提案もなく、実現可能な根拠が見当たりません。町長の発言は、新電力を立ち上げさせるための詭弁にしか聞こえず、むなしささえ感じます。

最後になりますが、一般会計予算の原案には、高鍋町教育委員会が商工会館に入居するための関連予算が含まれております。本来なら、認めることができませんが、しかし、今

回は自治体新電力推進事業費の修正案を可決することが重要と考え、賛成の立場といたします。

よって、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算の修正案については賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

.....

午後1時34分再開

○議長（緒方 直樹） それでは、再開いたします。

ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第20号令和4年度高鍋町一般会計修正案に賛成の立場で討論を行います。

新電力に対して、町民の方々から、電力会社を立ち上げてどうする気だとか、専門家に任せて、SDGsとかゼロカーボンシティとか言うんだから、どうせ新しい発電会社でも作るんだらう。それじゃないとできんがね。中村さんは何で反対せんとかなど、多くの意見を頂戴いたしました。町民の方のほうがよく理解されているなと思いました。

SDGsとかゼロカーボンシティは、脱炭素計画です。環境省補助にも書かれておりますけれども、ソーラーなど発電した電気を今の電線につなぐのではなく、新しい電線にきちんとそれが分かる仕組みにすることが条件となるようです。発電会社を作る資金が高鍋町に一体どこにあるのでしょうか。東北にまた震度6の地震が発生し、東京電力は都心の電気の節約をお願いしている状況です。東京都心は屋上の緑化や大型店舗駐車場にソーラー発電を設置しようとしています。雨であつたりすれば発電もかきません。電気なくしての生活は考えられないのが現実です。新電力立ち上げにより、高鍋町の住民は不安を抱えています。九州電力に任せておけばいいというのが住民の声です。

また、修正案が通らなければ予算案全て反対していかなければなりません。そうなれば、新年度で計画した全ての運営が困難になります。重層的支援体制整備事業への移行準備予算案がありますが、国は、生まれたときから死ぬまでの間、切れ目のない支援ができる体制にしなければならないと考えているようです。

高鍋でも、ボランティア団体や協力してくれる業者の方々とも力を合わせて、子どもや弱い立場の方々に居場所を提供する準備をしています。しかし、高鍋町や社会福祉協議会は、その流れについていけないのが状況ではないでしょうか。その理由は、人材が不足しているからです。重層的な支援を行うには、虐待によるものであれば家族を保護し、その秘密が漏れないようにする。そのためには24時間見守りながら、警察などとも協力しながら、弁護士とも連携をしながら、法的にも素早く対応できる状態を確保しなければなりません。弁護士会等では、虐待事案などについては無料で相談を受ける体制も構築されてきました。

また、生まれて障がいがあるとわかったときには、赤ちゃん体操やいろんな支援を提供したり、悩む親に対しては精神的なフォローできる経験豊富な臨床心理士などの支援をいつでも受けられる、きめ細やかな体制ができることを求められています。そこを理解し、きちんとしたメニュー立ち上げや学校でのトラブルなど、とにかくあらゆる問題点に対応できる、そっと寄り添う自治体が求められているのです。

例えば、税金滞納者の家宅捜索で全国的な事例ですが、ごみ屋敷が多いそうです。税務課から町民生活課へ、重層的な支援を行い、気持ちのよい環境での暮らしができるようにするなど、生活全般に関するあらゆる出来事に対応できる体制ができるまでには時間を要します。その第1歩は、まず予算を通すことです。その上で、町長が先頭に立って、職員教育に力を注がなければなりません。新電力に夢中になっている場合ではない。財政経営課はふるさと納税に関しても、物すごく感動することを聞きました。それは、返礼品を一つと限定するだけでなく、いろんな商品をコラボして、だれやみセットを企画したそうです。ふるさと納税アップを何とかしたいという意気込みが感じられます。どの課の職員も、どうすれば町民のためになる政策ができるのかなど、課題を自らに課して頑張っています。

教育総務課では、障がいを抱えている生徒だけでなく、どの子も遅れずに対応できるのかを考え、社会教育課では、せっかくある体育館など施設開放にどのような対策を講じれば利用しやすい施設として町民がスポーツや文化に興じることができるのかに心を砕いています。

町民生活課は、現代社会の悩めるごみ問題などに適切に対応できる職員を育てるために尽力していますし、福祉課では、先ほど言ったことだけでなく、日々の困り事などを解決すべく、人の声に耳を傾けています。

健康保険課では、コロナワクチン接種3回目を速やかに、町民の健康づくりに心を砕き、税務課では、町民へ、納税の義務をしっかりと伝えながら、申告時などもあちこちで住民相談を受けてきました。

農業政策課では、農家の声を聞き、どうすれば農家の経営がよくなるのか、日々相談を受けながら、フットワークを強めながら農家支援を果たすべく頑張っていると考えます。

地域政策課においては、デマンド交通など、免許返納者への対応を真剣に考え、予算化にこぎつけました。もちろん空き店舗対策についても、悩みながら対策を講じ、頑張っています。

総務課では、日々の交通安全だけでなく、災害対応や人事に関する総合的な対応、自治公民館長とも連携が図れるように、行政事務連絡員さんとも連携を図っているところです。

財政経理課では、全体予算のスムーズな運営をはじめ、様々な財政運営に取り組んでいます。

建設管理課では、道路の穴ぼこ問題だけでなくいろんな住民相談にすかさず対応できる準備をしながら、今年に入り2回の町営住宅火災にも、福祉課との連携を図りながら、そ

の日から生活のめどができるような対応がなされてきたと思います。その気持ちが予算にも反映されていると考えます。

上下水道課では、毎日の水道や終末処理に関して、切れ目なく365日24時間対応できる準備は万全のようです。だからこそ職員の意気込みを、たかが新電力ごときには潰されたくない。それよりもっとしなければならぬことがたくさんあるはずで、長い時間をかけて施政方針を述べたり、職員に対して貴重な時間を使い演説したりするのではなく、町民から感謝され、町政実現に力を尽くしていただくことを希望して、修正案への賛成討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

まず、本案に対する総務厚生常任委員長の報告は修正で、文教産業建設常任委員長の報告は可決です。

まず、総務厚生常任委員会の修正案について、起立によって採決します。総務厚生常任委員会の修正案に賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） どうぞ、お座りになってください。起立多数と認めます。したがって、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算の修正案は可決されました。

次に、只今修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第20号令和4年度高鍋町一般会計予算の修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第14号

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第21号

日程第10. 議案第22号

日程第11. 議案第23号

日程第12. 議案第24号

日程第13. 議案第25号

日程第14. 議案第26号

日程第15. 議案第27号

日程第16. 議案第28号

○議長（緒方 直樹） 日程第7、議案第14号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例

の廃止についてから、日程第16、議案第28号令和4年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上10件を議題といたします。

本10件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長が議案審査結果報告を求めます。

委員長、後藤正弘議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 15番。令和4年度第1回定例会において、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第14号、議案第17号、議案第21号から議案第28号までの計10件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、3月8日、9日の2日間、審査は第1会議室にて行い、なお、8日、9日は各1名の欠席で、議長を除く12名の委員の下、執行当局に課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、報告につきましては議案順に行います。

また、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

初めに、議案第14号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止についてであります。

この議案につきましては、工業用地造成事業が完了し、その起債の償還も今年度で終了したことから、本会計を廃止したいので、議会の議決を求めると詳細説明を受け、質疑に入り、質疑あり、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置が導入されたことなどに伴い所要の改正を行うものと説明を受け、質疑に入り、質疑は質疑あり、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ26億4,350万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると8%の増、予算の主なものとしては、歳入では、保険税、県支出金及び一般会計からの繰入金などで、歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費及び諸支出金との説明を受け、質疑に入り、委員より、特別交付金の保険者努力支援分が前年度比増とあるが、どのような取組で増となるのかの問いに、保険者努力支援分は、主に保健事業に対し国から補助されるもので、本予算の増の理由は、これまで特別調整交付金として交付されていたものが、保険者努力支援分県2号繰入金に移行したことによるものと答弁でした。

委員より、集団健診を3回予定しているとあるが、どのように実施するのか、また、夜間も含めて3回なのかとの問いに、集団健診は大きな枠で3回としており、1回目は6月

の末、2回目は秋、3回目は冬に行っている。今回は、秋を夏に行うこととし、持田地区高齢者福祉センターで1回行い、秋に3回目を行いたい。1回目のときに2日ほど夜間に実施したいと考えているとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計についてであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ5億3,477万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.7%の増、予算の主なものとしては、歳入では保険料、一般会計繰入金及び受託事業収入等で、歳出では保険料賦課徴収等の事務経費、後期高齢者医療広域連合への納付金及び保健事業費との説明を受け、質疑に入り、委員より、健診項目に認知機能検査を入れてもらえないかの問いに、実施できるか検討するとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億4,176万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると1.6%の減、予算の主なものとしては、歳入では使用料、一般会計繰入金及び町債等で、歳出では浄化センターの運転管理等の委託料、工事請負費、人件費及び公債費などとの説明を受け、質疑に入り、委員より指定工事店、排水設備責任技術者登録料と記載があるが、詳しく説明との問いに、排水設備責任技術者資格試験は、県で毎年1回行われており、試験に合格した技術者が各市町村で登録するもので、各市町村1名のみ登録ができる。また、指定工事店においては、この排水設備責任技術者がいないと市町村への登録はできないとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ1,064万4,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.5%の減、予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものとしては、歳入では新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出では委員報酬等の事務的経費との説明を受け、質疑に入り、委員より、負担金の宮崎県社会保険協会負担金とは何かの問いに、会計年度任用職員が社会保険に加入しているので、負担金を支払うものとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ19億5,314万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると2%の増、予算の主なものとしては、歳入では保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金で、歳出では保険給付費及び地域支援事業費等と詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、ボランティアポイント奨励金の事業内容と先進地視察の大阪市とあるが、何が先進的な取組なのかとの問いに、先進地視察研修については、大阪にてシンポジウムが開催されることから、近隣の同規模自治体の視察を行う予定。視察は

5町で行う。また、ボランティアポイント事業は、社会的な奉仕をしている方々に対し、ポイント手帳を配付し、ボランティア活動をした方に対しスタンプを押し、たまったポイントを1ポイント100円で換金する制度との答弁でした。

また、委員より介護保険料の基準額6万2,000円に対して、9段階あるとのことだが、どのように区分されているのかの問いに、課税世帯、非課税世帯、所得に応じて区分されており、1段階は、年額1万8,600円、9段階では年額10万5,400円となっているとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ1,740万円となり、前年度当初予算と比較すると16.9%の減、予算の主なものとしては、歳入では使用料及び基金繰入金で、歳出ではメーター検針等を行う会計年度任用職員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金との詳細説明を受け、質疑に入り、質疑あり、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ43万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると8.5%の減、予算の内容は、同委員会の審査を初めとした委員会運営に要する経費であり、予算の主なものとしては、歳入では構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金で、歳出では委員報酬の事務的経費との詳細説明を受け、質疑に入り、質疑あり、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号令和4年度高鍋町水道事業会計予算についてであります。

給水戸数9,146戸、年間配水量234万4,000立方メートルを予定しての予算編成で、その結果、収益的収支は、収入総額5億5,365万9,000円、支出総額4億8,725万4,000円で、収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力修繕費、企業債利息及び減価償却、また、資本的収支は収入総額7,500万3,000円、支出総額3億4,168万9,000円で、支出の主なものは、企業債償還金及び建設改良等で、収入が支出に対して不足につきましては、損益勘定留保資金等で補填をするものとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、給水負担金で今回13ミリの給水負担金が6件ほど予算化されているが、高鍋町は以前より量水器20ミリを推奨してきたが、問題はないのかの問いに、水利計算をし、問題がなければ13ミリで許可、また、後で問題が発生しないよう、水圧が低下しても責任は自己責任という確約書にサインをいただいているとの答弁。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第14号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第14号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止について、賛成の立場で討論を行います。

この特別会計は、キャノン誘致のために作られた予算です。この中で明らかにされたのは、せつかく財政調整基金としてためられたお金を道路関係を含めて拠出された金額約30億円と私は計算してまいりました。このお金があれば、子どものため、学校整備のためにどれほどの力を発揮したことでしょうか。しかし、使ってしまったお金は元に戻せるはずもなく、ため息をつくばかりです。過去の遺物にはしたくありませんが、仕方がないと判断し、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第14号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第17号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第21号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

健康保険課は、基金を積み立て、後年度の住民負担軽減に使っています。それでも、じわじわと医療費高騰による保険税上昇にはあらがうことができません。それでも所得の低い世帯への軽減措置をはじめ、健康づくりにいろんな手法を使いながら、健康自治体としての在り方を模索しているようです。

特定健診などは、コロナ禍にあり人員の制限を行うなど工夫をしながら健康づくりへのたゆまない努力を予定していることは大変有意義であると思います。令和4年度はコロナも納まり、計画どおりの特定健診などが実施できることを希望して、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第21号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第22号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第23号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第24号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第25号令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

着実に高齢化率は上がっています。介護予防だけでなく、施設での介護職員の確保が難しいと聞いております。優しいだけでは勤まらない職場です。介護度が高い特別養護施設もありますが、今、世の中で要望されているのは、我が家で終末を迎えたいと希望する人が多いことです。そのためには、包括支援など委託している業者も、事業もありますが、大切なのは相談者に寄り添えるセンターであってほしいということです。

社会福祉協議会は、このような事業を受け持っていますが、人材不足があるようです。的確な判断をはじめ孤独死などがないように日頃から気をつけているセンターであってほしいと願います。

また、今回の予算の中で、ボランティアの皆さんへのポイントを付与されることになりました。これは長い間ボランティア団体から要望されていたものです。まだまだ不十分ではありますが、ようやくとの思いをしております。委託している事業に対して苦情を言うつもりはありませんが、ノルディックなどへは委託予算を出しながら、生き生き100歳体操などを自主的に行っている自治公民館活動へは補助などはありません。また、コロナ禍でできなくなっております。町独自の体操を考案し、そのCDを作成し、我が家でもできる体操を考案していただきたいと提案して、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第25号令和4年度高鍋町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第26号令和4年度高鍋町

一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和4年度高鍋町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第28号令和4年度高鍋町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

安心して飲める水の確保と安価であることが水道会計の本分です。高鍋町の水道事業は、このことをしっかりと運営に生かしていると考えて評価したいと思います。

しかし、老瀬浄水場では、伏流水を利用している関係もあり、小丸川の最終地点ということもあり、安心な水確保には苦勞されていることは推察できます。

また、地震に強い配水管については、まだまだ整備には多くの予算を要すると考えております。随時検討しながら、住民への水の供給を怠りなくするために、これからも鋭意頑張っていただきたいことを申し上げ、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第28号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第28号令和4年度高鍋町

水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、一旦休憩に入りたいと思います。14時、2時25分に再開いたします。

午後2時12分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

.....

**日程第17. 議案第29号**

○議長（緒方 直樹） 日程第17、議案第29号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第29号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人事院勧告及び国家公務員の給与に準じて本町職員の給与の改定を行うものでございます。改正の内容といたしましては、一般職の職員の期末手当を0.15月分、再任用職員の期末手当を0.1月分それぞれ引き下げるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第29号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、人事委員会の置かれていない市町村においては、国の給与改定等を受けて具体的な給与改定方針を決定することとされております。

このため、人事院勧告に準じ職員給与の特別給を改定するため、所要の条例改正を行うものでございます。特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給状況等を踏まえ0.15月分引き下げて期末手当に反映し、改定後の月数を期末手当が年間2.4月、勤勉手当が1.9月の計4.3月とするものでございます。併せて再任用職員につきましては、0.1月分引き下げて期末手当に反映し、改定後の月数を期末手当が年間1.35月、勤勉手当が0.9月の計2.25月とするものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第29号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 議案第30号

○議長（緒方 直樹） 日程第18、議案第30号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第30号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国の特別職職員の特別給の改定に準じて、本町常勤特別職の期末手当を0.1月分引き下げるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第30号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、特別職の国家公務員給与も改定されることから、本町もそれに準じまして常勤特別職である町長、副町長及び教育長の特別給の改定を行うものでございます。内容につきましては、一般職と同様に特別給を0.1月引下げ、期末手当の月数を年間3.25月とするものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第30号高鍋町常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

常勤特別職については期数ごとに退職手当が支給されます。また、コロナ禍にあり商店街などの売り上げ及び農業者収入も大きく落ち込んでいるとのことであります。その中においてトップとして御苦勞は理解できますけれども、町民の痛みのほんの一部を理解されることを期待して賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第30号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19、議案第31号

○議長（緒方 直樹） 日程第19、議案第31号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第31号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第18号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ262万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億2,576万7,000円とするものでございます。

本案につきましては、本年2月18日付で高鍋町長を相手に損害賠償請求履行請求事件に係る訴訟が提起されましたので、その弁護を委任するための弁護委託料を追加するものでございます。

また、令和2年度子育て世帯への臨時特例給付金給付事業における事業の実績確定に伴い、補助金を返還する必要が生じたので、国庫補助金返還金を追加するものでございます。併せまして損害賠償請求履行請求事件に係る訴訟委任の債務負担行為の追加を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第31号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第18号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。予算書は10、11ページでございます。

まず、総務費の弁護委託料についてでございますが、令和3年8月1日から令和8年7月31日までの間で契約をいたしております教育委員会執務室等に係る警備委託費用、こちらにつきまして、町長への請求を求める訴訟が提起されたことに伴うものでござい

す。なお、今回の補正予算に計上しております委託料につきましては、着手金のみでございますので、訴訟が終了したときに別途報酬が発生するものでございます。

次に、民生費の国庫補助金返還金についてでございますが、令和2年度にゼロ歳から中学生までの子どものいる世帯に対し、その対象となる児童1人当たり1万円が支給された臨時特別給付金について、事務費の精算に伴い国庫補助金の返還を行うものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。予算書は、8、9ページでございます。

弁護委託料につきましては、財政調整基金から、国庫補助金返還金につきましては、ふるさとづくり基金からそれぞれ繰り入れるものでございます。また、訴訟委任につきましては、今年度内には終わらない見込みでございますので、債務負担行為の補正を併せて行うものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。この令和2年度の実績確定がありということで、先ほど財政経営課の課長よりちゃんと説明があったんですけども、これなんで令和2年度の実績確定がもっと早くできなかったのかなと。やっぱりこれは専決する部分ではないかもしれないかもしれないけれど、ほとんどの予算確定が令和2年度の分については、ほぼ事務的なあれは終わっていたんじゃないかなというふうに思うんです。それが何で今頃かなという、ちょっと気になったんですよ。

だから、事務管理についてどのような事務を行ってきたのかと、それが何で令和2年度の実績確定が今になったのか、そこの理由がちゃんあると思うんです。そこの理由を明確に述べていただきたいということが一つと。

一般管理費の弁護委託料は確かに今出されたのであれば、これ継続する状況ですよ。私はいつも考えているのは、なぜこんなにもたくさんの弁護委託を出さなきゃならないようになってきたのか、町政の運営について問題はなかったのか。

だから、なぜきちんとした方向性の下にやってこられないのかなと、大体、監査請求がこのように多くあるということは、町政の運営としてやっぱりトップをはじめ、あまりよくないという状況があるんじゃないかなというふうに思うんです。私はそういうことも鑑みて、やはりきちんとした町政運営がなされているのであれば、恐らくこのような監査請求も出されてないだろうと思うし、後から予算の説明とかいろんな説明を求めたときに初めて分かり得るもというものがたくさんあるじゃないですか。

だから、私たち議員が気がつかなければ正直な話で監査請求もないし、何もないということだと思うんです。だから説明を十分に果たしておいていただいているということは評価できるんですけども、それ以上に大切なことは、やっぱり早め早めに私たちから質疑をされるんじゃなくて、質疑をされてそれを答弁するのではなく、自らがきちんと説明責任を果たすということ、少し執行部は控えているんじゃないかなと。だから非常に残念

な思いなんです。議員が誰も気がつかなければそのままスルーしてしまう。そういう状況が今までずっとあったような気がするんですね。

だから、そのことについて財政経営課の課長が説明をされたんですけども、令和2年度の実績確定の問題についてと、それから警備委託料についての弁護士委託がどのような経過で出されているのか、そのところの詳細を説明してください。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。補助金の返還金のほうについて福祉課のほうから答弁いたします。

議員おっしゃるようにこの事業は令和2年度の割と最初のほうにやった事業で、事業費については当該年度で返還済みのものであります。事務費については返還せずにそのままなっていたわけですが、実際、もちろん金額についてはこちらのほうも幾らというのはもう早い段階で分かっていたものではあります、国・県からのその返還の通知等が3月に入りまして連絡がまいりまして、今年度中に返還しなさいということになりました。

よって、返さないといけないということは私どもも認識しておったわけですが、なかなかそういうはっきりした連絡がなく、令和4年度の返還でいいのかなという認識はあったんですけど、ぎりぎりになりまして3年度中に返還してくださいということで、正式な通知がまいりまして、ちょっと補正予算と最初の提案には間に合わず、今回の追加提案ということになった次第でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。住民訴訟につきまして、これまでの経緯をということで御説明をしたいと思います。

令和3年11月に住民監査請求が提出をされ、監査委員がこれを受理しております。請求の対象を抜粋して申し上げますと、「町教育委員会執務室に警備保障の委託契約をする必要はない。町長が職権を乱用し商工会議所に便宜を図り、警備会社を商工会館に入居させる目的で警備保障委託契約を締結をさせた。教育委員会が商工会館に入居するに当たり、商工会館の施設全体の安全性は商工会議所が保障、負担すべきである。よって、町が警備会社と交わした警備保障委託契約や予算措置等に問題があると考え、町長に関する措置を高鍋町監査委員に請求する。」というものでございます。

請求の内容をまた抜粋して申し上げますと、「町教育委員会執務室の警備会社との警備保障委託契約の取消し、それに伴う予算措置の取消し、高鍋町や町民が受けた不利益や損害の損害賠償請求を国家賠償法第2条の求償権において行政執行者で支出権限者である高鍋町長に請求すること」というものでございます。

令和4年1月に本件請求を棄却するという監査結果が出され、これを受けて令和4年2月に住民訴訟が提起され、3月4日に本町に訴状が届いたものでございます。これが一連の経緯でございます。

町といたしましては、警備保障の委託契約等の支出について、違法性はないということ  
を、今後、裁判で主張していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。私がこの弁護委託料については先ほどの説明で分かり  
ました。

令和2年度の実績確定の問題について、これ私ちょっと問い合わせしてみたんです。なん  
で返還が今になったのかというところを問い合わせしたところ、私、非常に不可解なこと  
を聞いたんです。というのは、それは最初から分かっていたはずであると、理解をされて  
事務が終了し次第やったかな、その事務費の補助については返還すべしというような一言  
があったようなお話をされたんです。それはまだ国の担当者じゃないので私はなんとも言  
えないんですけども、これが令和2年度にあったときに、そのような文言はなかったん  
ですか。文言があったかなかったか理解するためには、正直な話言ってそのときの支出要  
綱の中には多分書かれていると思うんです。そしてほかのものについてはちゃんとしてい  
るはずなんだから、早くから準備していたということが答弁がありましたよね、そうやっ  
て早くから。だけどこの事務というのはスムーズにやらないと、やっぱり人間のやること  
だから抜けている場合もあるんですよ、それはもうそこがポツと抜けてしまったり、そこ  
が落ちてしまっていたということはあるんですよ、あるのはあるの。だけど私が気にした  
のは令和2年度という話を聞いて、これは困ったもんじゃなというふうに思ったんです、  
今聞いた瞬間ね。だから、恐らく国が要綱を出すときにそここのところはちゃんと書かれて  
いたと思うんですけど書かれていなかったんですか。

だから、もしあれだったら私はもう今さらですけどどれも補助要綱を取り寄せないといけ  
ないのかなというふうに思っているんですよ、インターネットで取り寄せたりとか、当時  
の厚生労働省の担当者あたりにしっかりとお話を聞いて、今、担当課長が言ったことが間  
違いのないということが分かれば、私も確かに仕方がないなというふうに思うんですけれ  
ども、事務的にもしそこで間違いがあったということが明らかになった場合は、非常に議  
場で要するに虚偽の説明をしたということにもなりかねないと思うんです。

だから、それが書いてなかったということが証明できるような書類というのはあるでし  
ょうかね。なければ私はじつとこのまま引き下がりたいと思うんですけども、書類はあ  
りますか。議長ね、だからそのときの支払の要綱あると思うんです。だから返還というか、  
ほかのものについて返還されているわけですから事実、もういつ返還すればいいんだらう  
というぐらいに、多分、担当者は思っていたと思うんです。

だから、そこに書いてなければ私は問題ないと思うんです、その要綱の中に。ちょっと  
要綱があれば、できれば私、委員長その書類いただきたいんですけど。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。それでは3時まで休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時59分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。この補助金の返還金に関する経緯については、先ほど答弁したとおりでございますが、補助金の交付要綱等で、補助金の返還については、内閣総理大臣は交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずるということで規定されております。

先ほども答えましたが、補助金の実績報告に関しましては、昨年度事業が終わりまして速やかに実績の報告を行ったと、よって、金額についてはこちらもう承知していたところでございますが、国からの交付の確定、また納付しなさいという手続が3月に入ったものですから、誠に申し訳ないですがちょっと追加で補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。私今書類を頂いたんです。そしたら補助金の返還、今答弁があったとおりなんです。しかし、私としては、令和2年度のせっかくもうちゃんときちんと計算をしていたのであれば、それを上回る金額を本来なら返還をするものだということにして、補正予算でもっと早くに組む必要があったんじゃないかなというふうに思うんです。そうしていかないと、予算の在り方というのが非常に壊れてしまう。だから、今度の今回の問題については、昨年度の2021年の2月2日のところが、既に交付した金額に不用が生じる場合には、今後戻入れ手続を行うことになるとのこと、なお現時点において、事務費の戻入れは予定していないようです。とありながら、今年の3月7日については、3月中に額確定通知が送付され、返還が必要な自治体におかれまして。そこから出納整理期間を含んでの返還を見込んでいるようです。というふうにちょっと気になるんです。だから、出納整理期間というのは、恐らく4月か5月が出納閉鎖ですので、3月4月ぐらいまでには返還しなさいというようなことなんだろうと思うんですが、その考え方で間違いないでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。今、議員のおっしゃったとおり、出納閉鎖期間ということは5月いっぱいということなので、それまでに納期が設定されて、その日までに納付してくださいという指示がこちらに参ると考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。新たな訴訟が起こったということで、総務管理費に弁護委託料が予算が計上されておりますけれども、ここ非常に高鍋町が訴えられての弁護委託料がかなり今まで予算化されてきておりますけれども、もちろん執行部も含めて、もし分か

れば今までの執行額が分かれば、僕は通知はしておりませんが、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。これまでの行政訴訟で支払った弁護士料でございますが、合計で584万1,350円でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。議案第31号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第18号）については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

反対の理由は、総務費総務管理費弁護士委託料44万7,000円は、商工会館内にある高鍋町教育委員会執務室の警備委託料が不適切な財務会計上の行為に当たるとして、宮崎地方裁判所に訴えられたものです。この裁判は、教育委員会の商工会館入居問題と同じく、黒木町長の職権濫用裁量権の逸脱を問われている裁判です。本来、商工会館の警備・安全保障費は商工会議所が負担するものだと考えます。教育委員会の家賃74万円の中に共益費が5万円含まれております。その上に、高鍋町が警備費を払うことに理解ができません。

現在の高鍋町の財政状況を考えたら、無駄な予算を使うべきではありませんが、黒木町長の裁量で行われている事業や、その予算配分は一部の団体や特定企業への利益供与に見えてなりません。そのためにこのような住民訴訟という形で町民の権利が行使されたものです。

黒木町長は、この事実を重く受け止め深く反省をすべきです。そして今後、町民のための行政運営とはどうあるべきか、高鍋町監査委員や役場職員の助言や進言を真摯に受け止め、行政政策に反映させるべきと考えます。

繰り返しになりますが、黒木町長の特権を行使した事業は町民に理解されず、職権濫用裁量権を逸脱した行為と疑われています。そんな不適切と思われるような事業の執行に対して反対をする意味を込めて、議案第31号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第18号）については、反対といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第31号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第18号）について、反対の立場で討論を行います。

先ほど質疑をしましたが、今回の予算は、財政にゆとりがないことを示しているのではないかと思います。確かに、この3枚の書類を見たときには、高鍋町には何の不手

際もないと考えがちですけれども、やはり今コロナの関係で、厚生労働省本当に逼迫している事務の範囲があるのかなと思う反面、それであるならば、自治体に対してこのような令和2年度の事務費の返還については、本来なら国は急がせるべきではなかったのではないかと、それと同時に高鍋町は返還すべき事務費があったのであれば、それはしっかりと前の予算ですべきじゃなかったかなというふうに私は考えます。

また、裁判の町と言われるぐらい人気があります。その理由は、監査請求が次々に目白押しだからです。問題がなければ監査請求などは出ないはずですし、町民も関心を持たないはずです。私も自分にゆとりがあれば監査請求をしたいと思う箇所は幾つもあります。住民監査請求というのは勇気のある方が行う事柄です。何も問題がなければ誰も監査請求などしたくはないと考えます。

したがって、反対といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第31号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第18号）は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20. 発議第2号

○議長（緒方 直樹） 日程第20、発議第2号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。発議第2号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。提出者は高鍋町議会議員、田中義基。賛成者は日高正則、黒木博行、永友良和、古川誠、八代輝幸の各議員でございます。令和4年3月17日でございます。

内容でございますが、お手元に改め文から新旧対照表がございます。企業立地奨励条例の一部を次のように改正するものでございます。別表の固定資産税の課税免除の項中、「（新設または増設した事業者）」を「（新設または増設しかつ新規雇用者を5人以上（情報サービス施設にあっては3人以上）雇用した事業者）」に改めるというものでございます。

それでは、少々長くなりますが、趣旨の説明をさせていただきます。

この条例に基づきます本町の企業立地奨励施策に関しましては、現議員体制になりましたから、当初から本会議にて質疑、質問が行われ、委員会や議員協議会などで意見を交わ

し協議を重ねてきましたことで、その奨励の対象事業及び措置の額や年数等について、各議員勉強する機会を共有されてきた経緯がございます。ですので、これまでの条例制定改正の流れについて、ここで順を追って詳細を述べますことは本当に長くなりますので、避けさせていただきますが、この高鍋町企業立地奨励条例、平成元年に新規制定され、平成21年と27年に全部改正がなされました。27年の改正以降既に7年、皆様も御存じのとおり、幾つかの企業誘致がなされてきたことでそれなりの成果があることは認められますが、議会内議員間でその奨励措置の内容や運用方法について様々な意見が上がりましたし、疑義を唱える声も聞こえておりました。

これまでに本条例の改正について、議員発議が提出されたこともありましたし、委員会提出による改正の発議準備に入ったこともありました。ただ、十分な配慮と研究が必要であり、慎重に行っていこう、今後執行部から何らかの提案があるだろうとの判断から、その委員会発議を保留したという経緯があるのも御承知のとおりです。

今回、これらの経緯やこれまでの議会で協議などなされてきた内容を踏まえ、この条例による企業の誘致で、特に新たな雇用の場の創出、町内に働く場をとという制度の一番の目的効果を十分に果たすことができているのか、企業が優遇を受ける条件として、現在の町の状況に合致した適切なものなのか、また、他市町村の奨励条例と比較して、果たして妥当なものとなっているのかなどの検証が必要だと感じておりました。

そこで、奨励措置の種類の一つ、固定資産税課税免除の対象事業者要件について着目いたしました。当町の対象事業者は、現在条件付き等価固定資産の総額規定を満たす事業者とだけ条件規定されております。県内各自治体の奨励措置のうち、特にこの固定資産税課税免除ですけれども、その趣旨は、自治体内への企業立地を奨励し企業の事業規模拡大に奨励することのためともなっておりますが、当然これは当町でも同様ですけれども、それによって雇用機会の拡大を図って雇用者を増やすこと、ここに重きが置かれているのです。

先日も町長は、企業誘致の最も大きなメリットは雇用が生まれることだとおっしゃっております。同様の判断から、各自治体がこの条例に雇用人数の必要条件を存在させているのでしょから、固定資産税課税免除の対象事業者要件に、新規雇用者数を加えるのは理に適ったことだと確信したところです。でありながら、当町の現条例には、奨励措置の種類のうち、固定資産税課税免除の対象事業者要件にだけ、新規雇用者数の条件記述がありません。県内各市町村について聞き取りや例規集閲覧によって調査しましたが、その課税免除対象事業者要件の等価固定資産総額条件はもちろんそれぞれですけれども、ほとんどの市町村にその資産総額の金額と新規雇用者条件が併記をされております。

また、奨励措置の種類のうち、固定資産税課税免除と企業立地補助金の交付、この2種類の奨励措置がある自治体で、その要件の新規雇用者人数の条件が違っているのも高鍋町以外にございません。

他の奨励措置の等価固定資産額と雇用の人数よりも、この固定資産税課税免除措置の対

象事業者要件のほうが厳しい自治体もございます。企業が市町村に進出を望んだ場合、当町の奨励を受けるために立ちはだかるハードルは他自治体と比べて県内では相当低いもので、国内でも決して高いものではないです。特に、固定資産税課税免除のそれは特別低いものに設定されています。

希望すれば様々な業態の企業が乗り越えやすい難易度の条件で固定資産税課税免除措置を享受できることは、その企業にとってとても優位なことではありますが、自治体としてはぜひ産業振興や、特に雇用機会の拡大による発展にぜひ寄与してもらいたい、そのように思っております。

これらの状況分析と考察から、今回企業を誘致することによって雇用を生むことがより可能となることを担保するため、また、企業誘致の効果、特に新たな雇用の場の創出、町内に働く場をという制度の目的効果を十分に果たすことができるようにするためにも、その手段として、ここに本条例の一部改正を提案するに至りました。

補足ですけれども、これまでのこの条例、その都度その時点での諸般の状況になるだけ沿った条例にする努力を重ね何度も改正が行われてきたのですが、そのことによって、本町への新たな企業誘致をし雇用の場を作るためという本来の目的と、既に立地している町内企業の振興支援を図るためという目的等、同時にまかなえる条例であるかのようにならざるに多少混在したものと解釈され、適用されてきたという事実があるのは否めないと思います。

今後、この条例はそんな解釈のまま運用されることなく、本来の高鍋町への新規企業誘致による新たな雇用の場を整えて、産業の振興を図る施策遂行のためのものとして明確に規定され、制度確定をされていくべきです。一方の町内立地企業への支援策を講じて産業振興を図るためには、新たな制度なり方策なりを見だし、振興策を充実させていく必要もあると考えております。

この条例に関して、これまでの審議経過を踏まえましても、議員各位、企業誘致することの有益性はしっかり認識しておられると思います。私もその奨励のためには、この条例は当然必要で、これを全く廃止しようという思惑を持つものではございません。がしかし、今後より高鍋町らしい手段での奨励方法が見いだされていくべきと考えますと、今回の改正案内容を含んだ対象事業者要件はもちろん、奨励措置の種類や内容の変更についてしっかりとした検討が必要になるでしょう。

今回のこの発議をきっかけに、町当局執行部自らが改めて条例の内容を精査し、条文的確な解釈を行い、現在の町の財政状況も鑑み、情勢状況に合致した奨励制度を盛り込んだ改正議案の提出をされることを切に願います。その期待をも込めて発議をさせていただきました。

長くなりました。以上で趣旨説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） すみません、6番でよろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 6番、失礼いたしました。

○6番（青木 善明君） 6番です。提出者の趣旨の思いは大体分かったんですけど、3月18日に議会運営委員会に提出されまして、議会運営委員会を通過して、その後、議員協議会の中で皆様に配られまして中身を精査する、そのときは時間がなくて3連休に、おかげで3連休がありましたので、いろいろ精査をさせていただきました。提出者は必要であるというふうに、条例が。

ただ、まず、提案理由の次に高鍋町企業立地奨励条例の一部改正をする条例の附則のところ、この条例は交付の日から施行する。じゃあ、施行日はいつを考えておられるのか。

また、現在、固定資産税の免除を受けており、まだ3か年度経過していない企業、例えば令和2年度以降から免除を受けている企業は延べ何社あると把握しておられるのか。

次行きます。いいですか、次。今回の発議では、雇用促進を促すために雇用者数をということで、提案理由のほうに加えておりますが、企業立地奨励条例では新規雇用者は、お手元に企業立地奨励条例をお持ちでしょうか。2条の（14）に新設または増設した工場等の事業開始の日において雇用云々のと、もう読みませんが最後まで、とあるが、今回の発議の内容のように、雇用した場合いつからの課税免除になるのか。

続きまして、免除額と、例えば、5名の人件費を換算したときにウエイトはどうなのか、どう考えられたのか、実際に雇用機会の促進を図ることになりますので、例えば、免除額と5人人件費を考えたときのシミュレーションはあるのかなのか、あれば示してもらいたい。

続きまして、この条例の中で固定資産の課税免除以外は奨励金や補助金などの割と簡単に開始はできるわけです。今は5,000万とかいろいろありますけど、1人幾らとか何十万とか、この改正は税法がかかってきます。地方税法ですか、確実にクリアしているのが税法は、法令などのチェックはなされておるのか。

事業開始が3か年度とあるので、雇用を条件に入れると事実上2年ということによろしいのかどうか。そこをお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 休憩はしなくて大丈夫ですか。いいですか。（発言する者あり）  
1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 詳細な御質問ありがとうございます。

議員も当然現役時代に税関係の分を携われたことがあるはずですし、条例関係のことを携われたことがあるんで、そういう御質問があると思いますけれども、要は施行について後ろのほうには当然施行の日からにしています。交付の日からということですから、交付されたときからになります。施行についてはそうなります。ただ、後ろのほうに書いてあった適用の部分のそれと要綱がございます。そちらほうに記述がある分を考えていただければ、これは正直私どもが発議したものについてが要綱を出すこともございませんし、執行部がその条例に基づいて作っていただくことだろうと思いますし、その部分については、それまでは今の条例の分が生きているんだろうと思います。そういう流れだろうと思

っておりますので。

それと減免の納付額……、何かおっしゃいましたね、今、既に2年度経過したものについてということですね、これは、条例を見られたら分かるとおりに、申請されたときからの処置だというふうに思っておりますが、そういう面ではまだいまだにこれは3年間生きるんではないかというふうに思っております。

それと、課税の減免が何社かということでしたか、これについてはちょっと私も把握しておりません。ただ、前回の質問か何かの答弁のときに、数字的には1億何千万かの数字があると、1億8,000万でしたか、ぐらいの減免額があるという今2年度（発言する者あり）ごめん俺何て言いました、課税免除額減免額、（発言する者あり）課税免除額が1億8,000万ほどあるという話を答弁でされたかと思っております。

それと、いつから、当然交付された日からですから、交付された今日からになるんでしょうか、もし通ればということになります。交付の日付は入れておりませんから。

それと、雇用は何だろう。（発言する者あり）すみません、ちょっと暫時休憩よろしいですか。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

.....

午後4時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

本日の会議ですけれども、時間を延長することになりましたので皆様にお知らせいたします。

また、暫時休憩いたします。

午後4時16分休憩

.....

午後5時14分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。お疲れさまでございます。

本日議長宛てに事件撤回請求書が提出されましたので、件名は発議第2号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正についてでございます。

それに伴いまして、本日3月22日午後5時5分より正副議長室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので報告いたします。

今定例会に新たに付議されました案件は、発議第2号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正についての撤回の請求についてでございます。この1件を追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 議事日程につきまして、只今報告がありましたとおり、事件撤回を日程に追加し、追加1日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、事件の撤回を日程に追加し、追加1日程第1として、日程第の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加1日程第1. 事件の撤回

○議長（緒方 直樹） 追加1日程第1、事件の撤回発議第2号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について撤回理由の説明を求めます。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。事件撤回請求書、令和4年3月22日。

令和4年3月17日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求いたします。

記、件名、発議第2号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について。理由、改正案に不備があり、このままでは施行後の事務処理に支障を来すことが判明したため。提出者は、高鍋町議会議員、田中義基。賛成者は、八代輝幸、永友良和、日高正則、古川誠、黒木博行、各議員でございます。

私の議案精査の不足で大変長時間拘束していたことになりました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第2号の撤回について採決いたします。

発議第2号の撤回について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、事件の撤回発議第2号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正については撤回を許可することに決定いたしました。

---

#### 日程第2.1. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第2.1、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第 2 2. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第 2 2、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第 2 3. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（緒方 直樹） 日程第 2 3、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで令和 4 年第 1 回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 5 時 19 分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員